

令和3年度

矢巾町 給水装置工事の手引き



矢巾町上下水道課キャラクター「じゃじゃっと君」

矢巾町上下水道課

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地

URL <https://suidou.town.yahaba.iwate.jp/>

TEL : 019-611-2568 FAX : 019-697-3121

目 次

第1章 給水区域について	1
第2章 給水装置工事について	
給水装置工事の流れ	2
第1節 給水装置工事の申込み	3
第2節 給水装置工事の施行	6
第3節 メーターの貸与	7
第4節 工事竣工検査	8
第5節 仮設給水装置	10
第6節 貯水槽水道（受水槽水道）	11
第7節 特定施設水道連結型スプリンクラー設備	11
第8節 関係標準資料	12
手数料、受益者分担金等について	12
給水管の指定材料一覧（水道メータ1次側）	13
分岐標準配管図	14
給水装置工事の水理計算	15
止水栓・メーター標準設置図	19
給水装置工事の製図について	22
第3章 給水装置の修繕について	25
第4章 指定工事業者について	26
第5章 道路占用工事について	28
管布設標準掘削復旧断面図	30
第6章 給水装置工事関係書類様式	32
第7章 例 規	49

第1章 給水区域について

矢巾町水道事業の給水区域（及び下水道の事業区域）は、下記のとおりです。

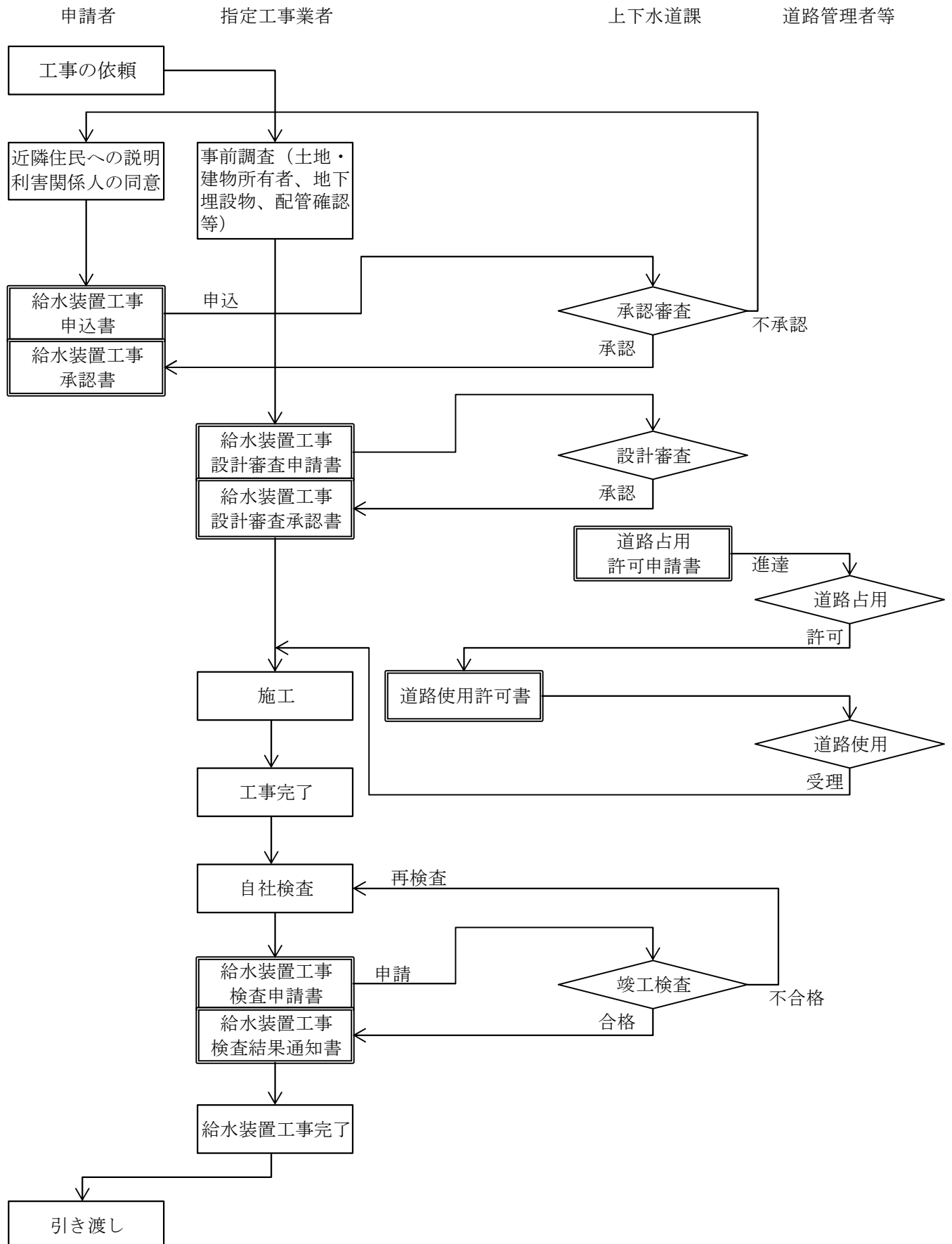
	上 水 道	下 水 道
紫波町 高水寺（欠上り、稲村）	矢巾町	紫波町
矢巾町 太田	岩手中部水道企業団	矢巾町

※矢巾町流通センター南は、令和元年10月以降矢巾町へ移管されました。



第2章 給水装置工事について

◎給水装置工事の流れ



給水装置工事（以下「工事」という）の契約は、申込者と矢巾町指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という）間でなされた行為です。

1. 事前調査

(1)所有者情報の確認

- ## (2)地下埋設物等の確認

- (3)上下水道配管図面による確認

○配水管台帳図

○各戸宅内図面（※所有者の委任状が必要となります。）

(1)配水管からメーターまで（水道事業の管理区分）

設計水圧は「0.15Mpa」、設計水頭は「15m」、管の接続安全率は「1.05」、余裕水頭は「2 m」確保すること

②配管は「P14～分岐標準配管図」を確認すること。なお、同口径分岐は認めない。

③ $\phi 50\text{mm}$ 以下は水道用ポリエチレン2層管（PP）とする。 $\phi 75\text{mm}$ 以上はダクタイル鑄鉄管G×形（DIP-GX）とし、防食のため管路全体にポリエチレンスリーブ等を巻くこと。

④新規に予定栓を設置する場合、官民境界線から 1 m 以内に民地側第 1 止水栓（以下「第 1 止水栓」という。）を設置すること。

⑤分岐管口径について

○φ25mm以下の場合 第1止水栓は、MT型止水栓（φ20mmもしくはφ25mm）

メーターがφ13mmの場合、MT型止水栓2次側で減径すること。

○φ30～50mmの場合 第1止水栓は、ソフトシール仕切弁（φ50mm）

メーターがφ50mm未満の場合、ソフトシール仕切弁2次側で減径させること。

⑥ メーターの設置位置は、「P19～止水栓・メーター標準設置図」などに従い、第1止水から原則2m以内で管理が容易にできる場所とすること。ただし、範囲内に適当な設置場所がない場合、又は集合住宅等でメーターを複数設置する場合は、平面図に建築物（擁壁、駐車スペース等）の配置を記載の上、上下水道課と協議すること。

○ メーターはすべて遠隔式とする。受信器付きで伝送線は標準で10mとする。

アパート等でより長い伝送線が必要な場合は協議すること。

○ 周辺に受信器を取り付けられる壁等がない場合、メーターポール等（長期的な使用に耐えうるもの）を使用すること。

⑦ 施工する同一敷地内に、使用する見込みのない止水栓等がある場合は、分岐部まで撤去すること。

⑧ 停滞水が発生するおそれがあり、口径φ30mm以上の行き止まりの給水管で、基幹給水管の分岐箇所から末端までの管内水量が50ℓを超える場合、または管理者が必要と認めた場合は排水弁を設置すること。

また、排水先は最近の雨水側溝等とし、周辺にない場合は不凍式排水弁等を設置すること。なお、この排水弁は上下水道課で管理することとなるため、竣工検査後、検査員にハンドルを提出すること。

(2)メーター2次側の配管について（施主等の管理区分）

① 3階以上への直結直圧給水及び加圧ポンプ等による直結増圧給水は認めない。

② φ30mm以上のメーターを設置する場合、メーター2次側直下に逆止弁を設置すること。

③ 管路は凸部ができないように配管すること。凸部がある場合、吸気弁等を設置し、確実に水抜きできるようにすること。

④ 分流のみのチーズを設置しないなど、損失水頭が少なくなるよう設計すること。

⑤ 貯湯式給湯器（エコキュート）を設置する場合は、設定や使用状況により水压不足や水質異常をきたす恐れがあるため、施主に対し使用方法、維持管理方法等を説明すること。

3. 申請時に必要な書類と注意点

◎印は必ず提出する書類、☆印は必要に応じて提出する書類です。

修正液・修正テープ等で修正した書類は受理しません。修正がある場合は二重線見え消しとすること。

工事内容の定義は次のとおりです。

① **新設** 新たに分岐取出しを行う工事及び既設の予定栓を利用し新たに給水装置を設置する工事をいう。（例）予定栓設置、新築など。

② **更新** メーター以降の給水装置を、撤去し新たに設置する工事。（例）建替

③ **改造** 給水装置の管種、口径、位置及びこれに直結する給水用部の一部又は全部を変更する工事をいう。（例）増改築、設備更新など

④ **撤去** 給水装置を設置する前の状態に復旧し、メーターを廃止する工事。

(1)給水装置工事の申込申請（申込者→指定工事業者→矢巾町）

◎給水装置工事申込書（様式第 1 号）————— 2 部

「申込者」欄は、自署を原則とする。申込者には申込条件をよく確認いただいた上で、押印していただくこと。

給水装置場所の所有者が申請者と異なる例が多く見られるので、必ず登記事項証明書等で確認してから申請すること。

☆土地・建物利用同意書（様式第 1 号別紙 1）————— 1 部

給水装置場所の土地・建物の所有者が申込者以外の場合や、申込者以外の者が所有する土地をまたいで給水管を布設する場合で申込者と所有者の間に賃借等の契約が結ばれていない場合にのみ提出すること。

☆給水装置所有者変更届（様式第 1 号別紙 2）————— 1 部

既存の給水装置の所有者を変更する場合にのみ提出すること。

(2)給水装置工事の設計審査申請（指定工事業者→矢巾町）

審査に 5 営業日程度を要します。特に 20 栓を超える場合、給水管延長が長い場合、集合住宅の場合などは、着工まで 2 週間以上の余裕をもって申請すること。

承認後の書類は上下水道課カウンター前に設置しているレターケースに入れておきます。その他の書類がある場合もあるので、定期的に確認すること。

◎給水装置工事設計審査申請書（様式第 3 号）————— 2 部

手数料等については、P12「手数料、受益者分担金等について」を確認のこと。

未認証製品または自己認証製品を設置する場合は、同欄に☑のうえ設置場所及び製品名を記載すること。

仮設給水装置の設計審査を申請する場合は、同欄に☑のうえ着工予定日及び竣工予定日を記載すること。

◎給水装置工事設計図（様式第 3 号の 1）————— 2 部

「P22～給水装置工事の製図について」を参考に、CAD、描画プログラム等を使用して作成すること。

未認証製品又は自己認証製品を設置する場合は、平面図及び立面図に製品名、口径、メーカー及び品番を記載すること。

変更設計審査の場合、変更前を緑書、変更後を赤書する等、変更箇所をわかりやすく表示すること。

自家水を使用している場合は、自家水配管を青書で記入すること。

仮設給水装置の設計審査を申請する場合は、仮設配管の平面図及び立面図を図面の空いているスペースまたは別ページに記入すること。

☆道路占用許可申請図————— 3 部

管布設標準掘削復旧断面図等を用いて作成すること。上水と下水、両方の占用を申請する場合は、図面は一つにまとめ、舗装復旧は一面とするよう努めること。

☆水理計算書————— 1 部

受水槽の場合、直圧の集合住宅の場合、分岐部から宅内引込部までの給水管延長が 20m を超える場合、栓数が 20 栓を超える場合、その他上下水道課が必要と認める場合は提出すること。

◎手数料納付書————— 1 部

指定の手数料納付書（４枚複写）を使用して、上下水道課の窓口で設計審査手数料を納入すること。なお、仮設給水装置の設計審査を申請する場合は、設計審査手数料と検査手数料を併せて納入すること。

☆念書————— 1 部

既設の自家水配管を町水道に切り替える場合、無届配管が確認された場合、給水管口径に対し、給水栓数が分岐標準数や給水栓標準数より多い場合、２階以上に直結直圧トイレを設置する場合などに提出すること。

☆給水装置基準適合証明書又は未認証製品の取扱説明書等————— 1 部

自己認証製品を設置する場合は、給水装置基準適合証明書の写しを提出すること。未認証製品を設置する場合は、製品の性能及び構造が分かる書類を提出すること。

第２節 給水装置工事の施行

１．施工の際の注意点

希望する着工予定日を過ぎていたとしても、上下水道課の承認なく施工してはならない。余裕を持った申請を心掛けること。道路占用許可も同様です。

(1)配水管からメーターまで

①分岐取出の際（サドル分水栓及び不断水割Ｔ字管）、穿孔断面の防食及び保護のため、必ずコアを挿入すること。また、分岐部全体を防食フィルムで巻くこと。

②分岐取出は、職員が確認するため上下水道課の営業日に行うこと。また、事前に上下水道課に連絡すること。

③事故等により配水管等を破損した場合は、すぐに上下水道課に連絡し、対応方法を確認すること。

④MT型止水栓を設置する場合、下部の砲金部分に防食フィルムを巻くこと。

⑤必要と認められる場合、止水栓筐のそばに表示杭を設置すること。

⑥止水栓筐は、維持管理が容易で埋没の恐れがない場所に設置すること。建物内等への設置は認めない。また、止水栓の軸が筐の中心になるように設置すること。

⑦仕切弁や止水栓、弁筐を設置する場合は、コンクリート製又は廃プラスチック製の底板・座台を使用すること。

⑧分岐箇所を切り離しする場合は、サドル分水栓をコック止めにしてキャップを取り付け、分岐部全体を防食フィルムで巻くこと。

原則、分岐部分は直管に布設替えすること。

⑨給水管は埋設位置を確認し易いよう、常に家屋、道路等に対し平行又は直角となるよう布設すること。

⑩φ50mm以上の水道管を布設する場合は、GLから深度0.6mの管上にアルミ素材の埋設シートを敷くこと。

⑪事前の協議なくメーターの設置位置が上下水道課の指示した位置と異なる場合、竣工検査後であっても変更させる。また、これにかかる費用は委任された指定工事業者が負担すること。

(2)メーター２次側の配管について

①給水装置の埋設深度は、原則0.6m以上とすること。なお、規定深度に埋設で

きない場合は、凍結防止措置を十分に施すこと。

- ②受水槽からの配管や自家水配管などがあり、埋設物が混在する場合は、水道直圧部分の給水管の位置が確認し易いよう、埋設シートを敷くこと。

2. 工事内容の変更について

施工内容を変更する必要がある場合は、速やかに変更設計審査を申請すること。その際、変更内容に対する設計審査手数料が発生します。また、変更申請なく変更が確認された工事については、未承認工事として取り扱う。

変更申請が必要な例

- 給水栓の数や口径、分岐及び主管の口径等を変更する場合
- 分岐箇所をの工法を変更する場合
- 止水栓及びメーター取付け箇所を変更する場合
- 貯水槽水道で、受水槽の有効容量等を変更する場合など

※職員が軽微な変更と判断した場合は、図面の差替えのみとする場合があります。

各種様式は、ホームページ「水道やはば」内の『様式ダウンロード』からダウンロードできます。

「水道やはば」のアドレス → <https://suidou.town.yahaba.iwate.jp/>

または、検索ツールで、「水道やはば」でクリック



第3節 メーターの貸与

1. 本設メーターについて

- (1)すべて遠隔式とする。
- (2)分担金の納入確認後に貸与する。領収書のコピー等を持参すること。
- (3)φ40mm以下はJISネジ仕様とし、φ50mm以上はフランジ仕様とする。
- (4)在庫が無い場合、納品まで2ヶ月以上を要することから、余裕を持った日程を心掛けること。

2. 設置の際の注意点

- (1)指定されたメーターボックスは、上下水道課で貸与したメーターにのみ使用すること。
- (2)原則、メーターの出庫は検査1週間前から、設置は検査前日からとする。
- (3)アパート等で複数のメーターを設置する場合は、検針しやすいよう番号順に取り付けるなどすること。また、メーターボックスの裏蓋及び受信器取付板に部屋番号等を記載し、余分な伝送線は検針に差支えないよう、メーターボックス内で束ねておくこと。
- (4)メーター本体から0.5m以内に商用電源線等の電力、磁力を有するものや、オートヒーター式電熱線等は設置しないこと。
- (5)伝送線は露出しないようフレキ・VP等で防護し、メーター交換時等に交換しやすいように配線すること。
- (6)受信器の封印は、上下水道課が工事検査時に行う。

第4節 工事竣工検査

竣工後、検査申請書等の提出を受けた工事について問題がないか確認するため、現地で竣工検査を実施します。

1. 申請時に必要な書類と注意点

◎給水装置工事検査申請書（様式第4号）—————2部

検査日は、原則火曜日と木曜日の午前中とする。

検査の4営業日前までに申請すること。

◎給水装置工事竣工検査票（様式第4号の1）—————1部

事前に自己検査を行い、該当項目を記入の上で提出すること。

◎給水装置工事竣工図（様式第4号の2）—————2部

サイズはA3とし、CAD、描画プログラム等を使用して作成すること。

様式に記載された項目は、検査日を除きすべて記入すること。

複数枚に及ぶ場合は、ページ数を分数表記すること。栓数表は立面図と同じページに記入すること。

集合住宅等でメーターを複数設置する場合は、部屋番号と一致するメーター番号を一覧表にまとめ、図面の1ページ目に記入すること。また、アパート名も併せて記入すること。

自己認証製品又は未認証製品を設置する場合は、申請書の該当欄に☑し、平面図及び立面図に製品名、口径、メーカー及び品番を記載すること。

◎手数料納付書—————1部

指定の手数料納付書（4枚複写）を使用し、上下水道課の窓口で検査手数料を納入すること。

☆給水契約申込書—————1部

新築又は閉栓の状態から、検査後すぐに水道を使用開始する場合は必ず検査前に給水契約申込書を提出すること。検査時の通水＝給水開始ではありません。

申込者記入欄は全て正確に記入すること。電話番号は必ず2箇所記入すること。

※連絡先が2箇所ない場合は職員に申し出ること。

2. 検査の際の注意点

○検査に合格しない限り、給水は開始しない。

○検査には、現場担当の主任技術者1名及び補助員1名以上を出席させること。

また、検査のために必要な測量器具等（巻尺、スケール、テストポンプ、水圧計、工具、図面等）を持参すること。

○同一建物の下水設備（排水設備及び浄化槽）工事も申請している場合、同日検査とするので、同時に申請すること。検査の詳細な時間等については、遅くとも検査日前日までに連絡します。

○耐圧検査は、第1止水栓から2次側の給水装置全体（給湯器等は除く）に水圧をかけるものとする。ただし、改造工事の場合はこの限りではない。検査予定時間までに水圧をかけて準備しておくこと。

①新設の場合

敷地内第1止水栓を閉栓して行うものとする。メーターがφ25mm以下の場合は、KN型止水栓を開栓状態にして中のコマを外しておくこと。テストポンプにより、

1.0Mpa 以上水压をかけ、5 分間以上静止する。水压をかける箇所は、第 1 止水栓から最も末端にある給水栓で行うこと。

②改造の場合

新設の場合と同様であるが、自圧+0.3Mpa 以上水压をかけ、5 分間以上静止する。

○検査は、原則、上水設備からとし、以下の順に行う。

①耐圧検査開始（圧力計指針確認）

②宅外と図面との整合確認（オフセット、延長及び設置箇所、向き等）

③宅内と図面との整合確認（設置箇所、向き等）

④耐圧検査終了（水压解放後 0 確認及び自圧確認）

⑤KN型止水栓のコマの取り付け

⑥通水しメーター逆取り付け確認

⑦全給水栓の通水確認及び水抜き栓の逆取り付け確認

⑧水量、水質及び残留塩素の確認

⑨自家水使用有無の確認

⑩下水設備（排水設備及び浄化槽）の検査

○施工内容に不備が認められたときは再検査とし、場合によっては給水を停止する。

○再検査は、指摘事項を修正の上、前回検査日から 1 週間以内に申請すること。

○図面等の訂正があった場合、必要書類各 1 部を検査後 3 日以内に提出すること。



第5節 仮設給水装置

仮設給水装置とは、給水装置を設置する建物等の工事に短期間利用するために設置する給水装置で、利用期間は概ね6か月以内、貸与するメーターは地下式とし、使用料は一括請求となります。

利用期間が1年以上見込まれる場合などは、遠隔式メーターを貸与し、使用料の毎月請求に対応しますので、設計審査時に申し出てください。

1. 申請等について

(1) 仮設給水装置の設計審査（指定工事業者→矢巾町）

仮設給水装置の設計審査は、給水装置工事の申込み申請と同時に行うこと。

仮設配管の設計図（平面図、立面図）は本設の給水装置工事設計図（様式第3号の2）の中の空いているスペースまたは別ページに記入すること。

基礎工事等で仮設メーターを早期にほしい場合は要相談。

仮設の設計審査及び検査手数料は本設の設計審査手数料と併せて、窓口で支払うこと。

(2) 仮設メーター貸与と給水契約（指定工事業者→矢巾町）

◎仮設メーター貸与申請書兼給水契約申込書（様式第5号の1上段）——— 1部

(3) 仮設給水装置の竣工検査（指定工事業者→矢巾町）

◎仮設給水装置工事検査申請書（様式第5号の1の下段）

申請書は(2)の申請書兼申込書と同じ用紙となり、事前に提出済となりますので、竣工後速やかに添付書類のみ提出してください。

竣工検査は写真検査とする。

(4) 仮設給水装置の撤去とメーター返却（指定工事業者→矢巾町）

◎仮設給水装置撤去届兼仮設メーター返却届兼給水使用中止届出書（様式第5号の2）——— 1部

仮設給水装置の使用が完了したら、速やかに仮設メーターを返却すること。返却後、納付書を発行し、レターケースに入れておきます。

2. 仮設水道使用料について

仮設水道使用料は、仮設メーターを貸与（出庫）した日から返却（入庫）された日までの期間により算出します。請求先は原則、指定工事業者とします。

仮設メーター返却後に基本料金と従量料金を合わせた額の納付書を発行し、上下水道課のレターケースに入れて置きます。納入期限は発行日から2週間とします。

第6節 貯水槽水道（受水槽水道）

建物の階層が多い場合、または一時的であっても決まった時間帯などに多量の水を使用する場合、もしくは水理解析により既存配水管で想定される水量以上が必要で周辺の水圧低下等が懸念される場合などは、受水槽の設置が必要となる。

受水槽以降の管理責任は設置者にあることから、施工前に十分な説明をすること。

1. 設置に係る注意点

○受水槽（貯水槽水道）を新設する場合、メーターは受水槽 1 次側に設置すること。検針はこのメーターのみで行う。各戸検針はしない。

○逆流防止のため、規定された吐水口空間を確保すること。

○停電時対応等のため、受水槽 1 次側立ち上がり部に給水栓を設置することが望ましい。設置者と事前に協議しておくこと。

○設置者が定期的な検査及び清掃、水質検査等の管理を行う必要があることを理解させること。

○設置者に、停電時の対応を確認させておくこと。

○定水位弁等の開閉や過流量により発生するウォーターハンマー、排水管水圧への影響を防止するため、定水位弁の流量調節機能や定流量弁または減圧弁の設置等によりメーター適正流量での流入及び給水管内流速 2 m/s 以下となる対策を講じるものとする。

○分岐口径及びメーター口径は「P15～給水装置工事の水理計算」などを参考に、計画使用水量を算出して決定すること。設計条件は下記のとおりとする。

設計水圧は「0.15Mpa」、設計水頭は「15m」、受水槽の有効容量は1日の使用水量の40～60%、管の接続安全率は「1.05」、余裕水頭は「2 m」確保すること

○設計図に、受水槽の断面図、平面図(1/50)を記入し、有効容量を明記すること。断面図には、吐水口空間、オーバーフロー管の位置を明記すること。

○受水槽給水と直結直圧給水を併用する場合は、クロスコネクション防止のため、受水槽 2 次側の配管図も記入すること。

第7節 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水方式については、水道直結式と受水槽式に区別される。直結式のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲を「水道直結式スプリンクラー設備」といい、水道法の適用を受けることから、スプリンクラー設備の設置に際しては事前協議を実施し、その方式を決定する。

「P81～特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置に関する取扱いについて」に従うこと。

第8節 関係標準資料

◎手数料、受益者分担金等について

○手数料

(単位：円)

メーター又は分岐口径	φ 25mm以下	φ 30～50mm	φ 75mm以上
設計審査手数料	2, 000	4, 000	6, 000
竣工検査手数料	4, 000	8, 000	12, 000
計	6, 000	12, 000	18, 000

※変更設計審査の際は、別途設計審査手数料が必要となります。

○受益者分担金

(単位：円)

口 径	分担金 (税抜)	参考 (10%込)
φ 13	50, 000	55, 000
φ 20	100, 000	110, 000
φ 25	170, 000	187, 000
φ 30	270, 000	297, 000
φ 40	560, 000	616, 000
φ 50	1, 000, 000	1, 100, 000
φ 75	2, 800, 000	3, 080, 000
φ 100	4, 900, 000	5, 390, 000
φ 150	13, 500, 000	14, 850, 000
φ 200	27, 200, 000	29, 920, 000

- ・給水装置の図面複写手数料
1 件につき 500円
- ・各種証明手数料
1 件につき 300円
- ・指定店新規指定・更新手数料
1 件につき 10, 000円

◎指定材料一覧(水道メーター 1 次側)

用途	品 名	種 類	口 径 (mm)	認 証 規 格	備 考
配水管	ダクタイル鑄鉄管	G X 形	φ 75～	JDPA G 1049	
	ダクタイル鑄鉄異形管				
分水用具	サドル分水栓	DIP用	穿孔口径 × φ 20～25	JWWA B-117	※密着コア（DIPの場合）、防食フィルム
		HIVP用			
		HPPE用			
	不断水割 T 字管 N 式 (φ 50 : 内ネジ式)	DIP用	穿孔口径 × φ 50～		コスモ工機 : コスモバルブ S T 型 大成機工 : ヤノ T 字管 S 型 ※密着コア（DIPの場合）、防食フィルム
		HIVP用			
		HPPE用			
給水管	水道用ポリエチレン管 (二層)	1 種 (軟質)	φ 13～50	JIS K-6762	
	ポリエチレン管用金属継手		φ 13～50	JWWA B-116	
	SKX		φ 13～50	JWWA G-270	
止水栓	ソフトシール仕切弁	フランジ型	φ 50～	JWWA B-120	
		HPPE用	φ 50～	JWWA B-120	
	MT 型止水栓	MT-S2	φ 20～25	JWWA E-461	※防食フィルム
	KN 型止水栓	ストップ 式開閉防止型	φ 13～25	JWWA E-50	
逆支弁	ばね式		φ 30～50	JWWA B-129	
	スイング式		φ 75～	JIS B-2031	
筐 ・ 蓋	仕切弁筐				矢巾町仕様
	仕切弁筐	浅層埋設型			矢巾町仕様
	止水栓筐	矢巾町型 (PVCブルー)			日之出水道機器 : CFDSSA-100×700 (YHB)
	メーターボックス	矢巾町型	φ 13～20		前澤化成工業 : MB-20HHU×600V 矢巾町
			φ 25		前澤化成工業 : MB-25HHU×600V 矢巾町
			φ 30～40		前澤化成工業 : MB-40SA×610V 矢巾町

※ 上記以外の場合は、上下水道課と協議すること。

◎分岐標準配管図

※配水管からの同口径分岐は認めない

配水管口径	分岐管口径	標準配管図
φ 40mm 以下	φ 25mm 以下	
φ 50mm 以上	φ 25mm 以下	
	φ 30mm 以上 φ 40mm 以下	
φ 75mm 以上	φ 30mm 以上 φ 50mm 以下	



◎給水装置工事の水力計算

○給水管口径と分岐標準数

枝管径 主管径	φ 13	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100	φ 150
φ 13	1.00								
φ 20	2.89	1.00							
φ 25	5.10	1.74	1.00						
φ 30	8.20	2.75	1.57	1.00					
φ 40	15.59	5.65	3.23	2.05	1.00				
φ 50	29.00	9.80	5.65	3.58	1.75	1.00			
φ 75	79.97	27.23	15.59	9.88	4.80	2.75	1.00		
φ 100	164.50	55.90	32.00	20.28	7.89	5.65	2.05	1.00	
φ 150	452.00	154.00	88.18	56.16	27.27	15.58	5.65	2.75	1.00

(備考)

1. 計算式 $N = (D / d)^{5/2}$

N = 小管の数 (均等管数)

D = 大管の直径 (幹線)

d = 小管の直径 (支線)

2. この式は、長管の流量計算の時、流量 (Q) は口径 (d) の 5/2 乗に正比例する。

なお、表は管長、水压及び摩擦係数が同一のときに計算したものである。

したがって給水装置の場合は、その実情に応じて、適応しなければならない。

○メーター口径と設置可能給水栓数

メーター 口径	φ 13			φ 20			φ 25		
水 圧	0.1	0.2	0.3	0.1	0.2	0.3	0.1	0.2	0.3
栓数 上限	2	3	4	7	11	13	13	19	24

(備考)

1. 栓数上限は給湯器 φ 20 を 1 基分含めた栓数である。

2. 栓数上限は目安であり、給水管延長、使用材料等により変動するものである。

○給水栓数と同時使用比

給 水 栓 数	1	2	3	4	5	6	7
使用水量比	1	1.4	1.7	2	2.2	2.4	2.6

給 水 栓 数	8	9	10	11	12	13	14
使用水量比	2.8	2.9	3	3.3	3.5	3.6	3.7

○同時使用戸数比

戸 数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用率%	100	90	80	70	65	60	55	50

○用途別吐水量と対応する給水栓口径

用 途	吐水量(ℓ/分)	対応・口径(mm)	備 考
台所流し	12～40	13～20	
洗濯流し	12～40	13～20	
洗面流し	8～15	13	
浴槽（洋式）	30～60	20～25	
シャワー	8～15	13	
小便器（洗浄水槽）	12～20	13	
小便器（洗浄弁）	15～30	13	1回（4～6秒） Q = 2～3ℓ
大便器（洗浄水槽）	12～20	13	
大便器（フラッシュバルブ）	70～130	25	1回（8～12秒） Q = 13.5～16.5ℓ
手洗器	5～10	13	
消火栓（小型）	130～260	40～50	
散 水	15～40	13～20	
洗 車	35～65	20～25	業務用

○同時使用率を考慮した水栓数

水 栓 数	1	2～4	5～10
同時使用数	1	2	3

水 栓 数	11～15	16～20	21～30
同時使用数	4	5	6

○給水栓の標準流量（ℓ／分）

給 水 栓 口 径	13	20	25
標 準 流 量	17	40	65

○貯水槽水道使用建物用途別単位給水量・使用時間・人員

建物用途	使用者種別	対象人員の算出	単位給水量	使用時間	備 考
			(ℓ/人・日)	(h/日)	
集合住宅	居住者	1部屋＝2人	250～300	12	
		2部屋＝2.65人			
		3部屋＝3.65人			
独身寮	居住者	定員	400	10	
事務所	在勤者	面積×0.2人/㎡	100	9	
工場	在勤者	面積×0.3人/㎡	100	操業時間	機械類は別途加算
ホテル	宿泊客	定員	400	10	洗濯・食堂等は別途加算
	従業員	実数	150	10	
宿泊施設	宿泊客	定員	150～250	10	洗濯・食堂等は別途加算
	従業員	実数	100	10	
量販店	延べ客	面積	300/㎡	営業時間	営業時間により別途加減する
	従業員	実数	100	10	
幼稚園 小学校	生徒	定員	45	6	給食は別途加算
	教職員	実数	100	9	
中学校 高等学校	生徒	定員	55	9	給食は別途加算
	教職員	実数	100	9	
喫茶店	延べ客	客数	80	10	営業時間により別途加減する
	従業員	実数	100	10	
飲食店	延べ客	客数	150	10	営業時間により別途加減する
	従業員	実数	100	10	
公衆浴場	延べ客	実数	50	営業時間	浴槽用水は別途加算する
	従業員	実数	100	営業時間	
娯楽施設 (屋外)	延べ客	実数	10～50	8	営業時間により別途加減する
	従業員	実数	100	10	
娯楽施設 (屋内)	延べ客	実数	5	8	営業時間により別途加減する 運動施設は別途加算する
	従業員	実数	100	10	
総合病院	入院者数	実数	1500～3000	15	外来患者等は別途加算
	従業員	実数	100	10	
保養所	入居者数	実数	500～750	15	
	通所者数	実数	50	10	
	従業員	実数	100	10	

* 下記は別途加算すること。

テナント用水・空調用水・冷却水・研究用水・作業用水・プール用水・洗車用水等

* 上記にないものは、上下水道課と協議の上決定すること。

○給水用具の種類別直管延長《単位；m》

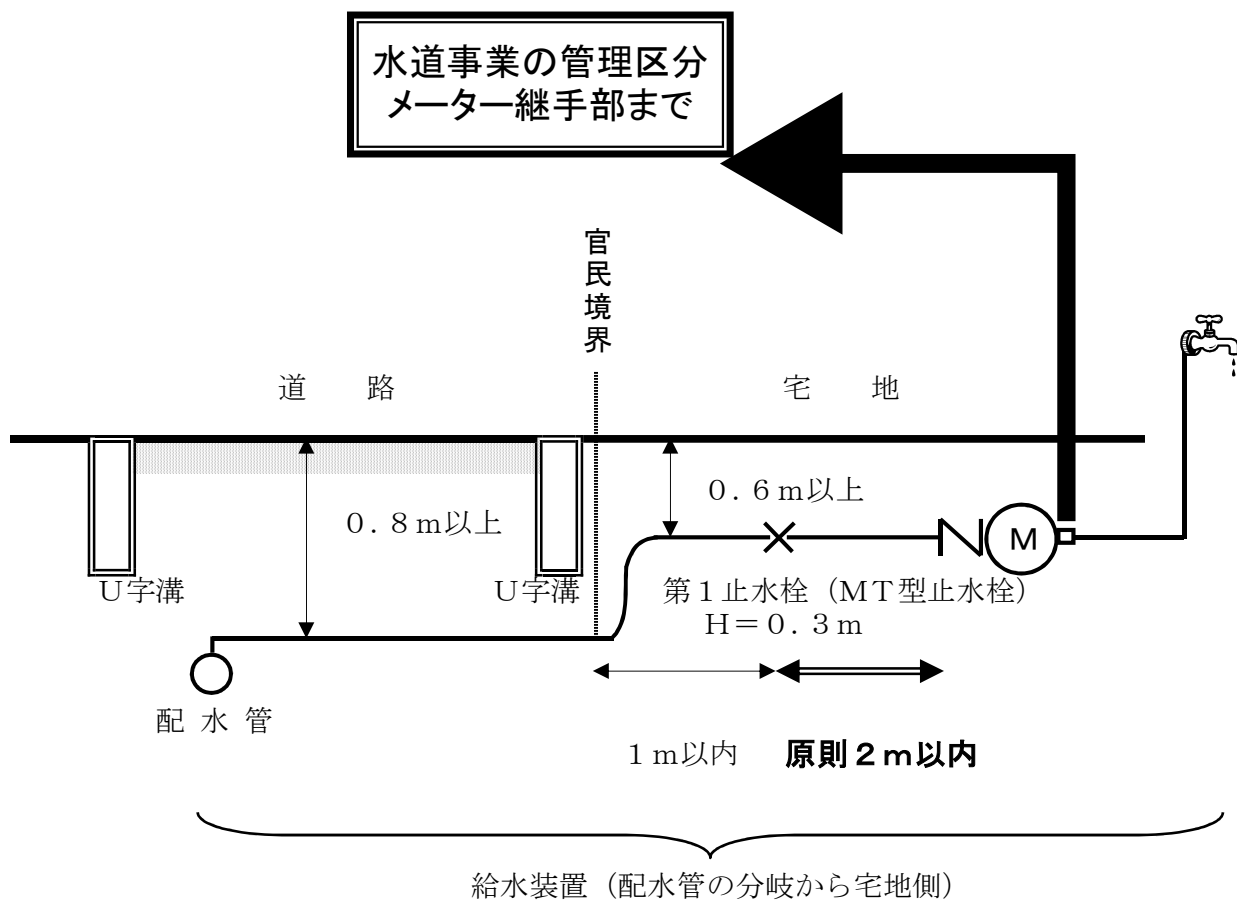
給水用具 \ 口 径	φ 13	φ 20	φ 25	φ 30	φ 40	φ 50	φ 75	φ 100
サドル分水栓	1.50	2.00	3.00					
分岐箇所	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
MT型止水栓	6.90	7.30	5.70					
KN型止水栓	2.60	5.00	5.70					
プレイングート				0.48	0.60			
仕切弁						0.39	0.63	0.81
その他止水栓				5.00	6.00			
逆止弁(ばね式)				6.20	10.00	11.80		
逆止弁(スイング式)							5.70	7.60
メーター	3.00	8.00	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00	35.00
水抜き栓	3.00	8.00	8.00	11.00	14.00	18.00		
エルボ(φ 45°)	0.36	0.45	0.54	0.72	0.90	1.20	1.80	2.40
エルボ(φ 90°)	0.60	0.75	0.90	1.20	1.50	2.10	3.00	4.20
T字間分流	0.90	1.20	1.50	1.80	2.10	3.00	4.50	6.30
T字間直流	0.18	0.24	0.27	0.36	0.45	0.60	0.90	1.20
異径管接合	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
ジスクバルブ	4.50	6.00	7.50	10.50	13.50	16.50	24.00	37.50
アングルバルブ	2.40	3.60	4.50	5.40	6.60	8.40	12.00	16.50
定水位弁			9.20	11.90	13.90	17.60	26.90	35.10
ボールタップ	2.40	3.60	13.70					

* 上記以外の給水装置を使用する場合は各メーカーに確認すること。



◎止水栓・メーター標準設置図

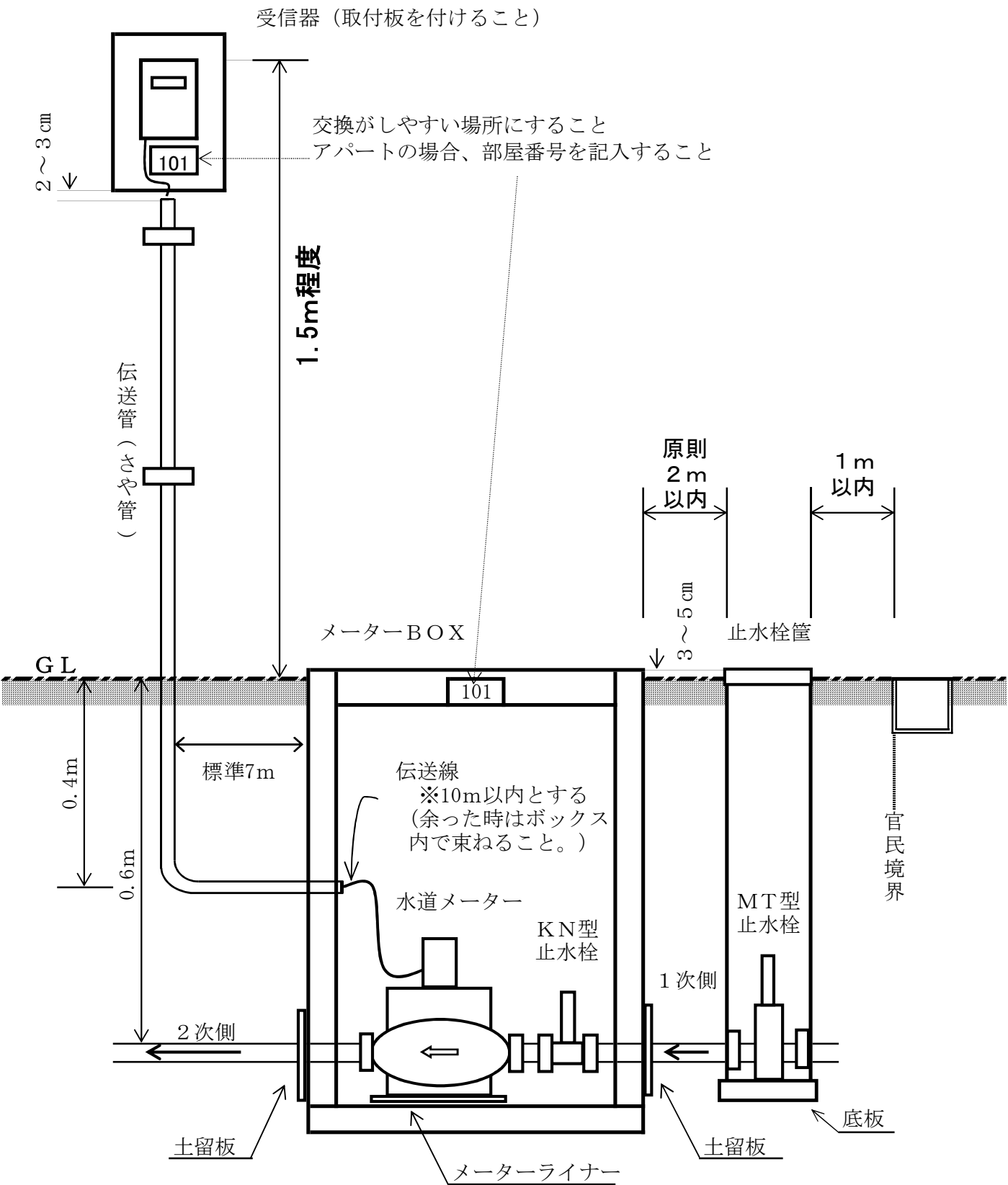
○宅内止水栓の標準設置図



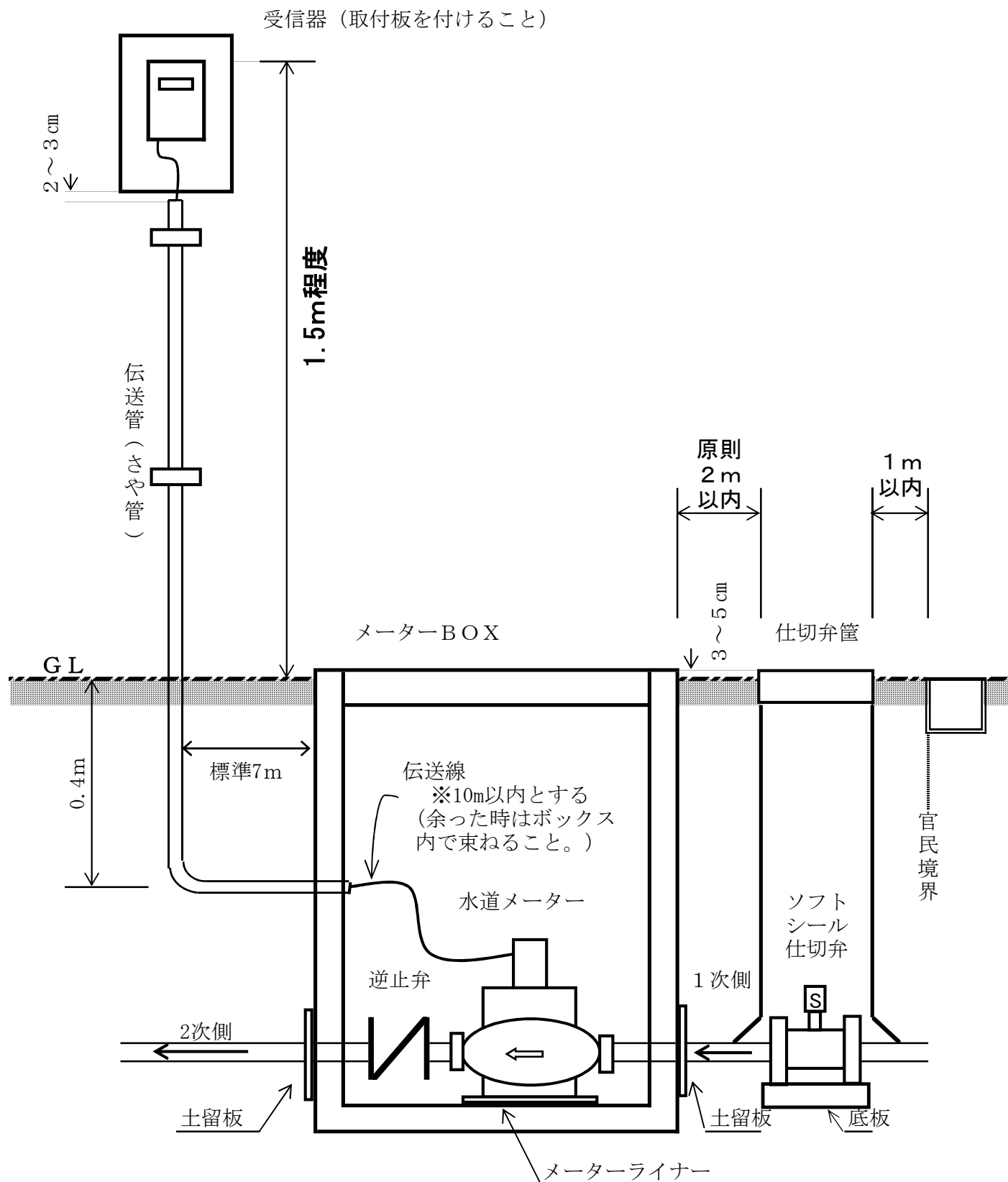
※ メーターの位置は宅内第1止水栓から2 m以内を原則とする。



○メーター標準取付要領図(φ25mm以下)



○メーター標準取付要領図(φ30mm以上)



◎給水装置工事の製図について

(1) 記号

「P24 作図記号記入一覧表」に準じて記入すること。

(2) 方位

北方を上部に配置すること。

立面図は奥が北になるように記入すること。

(3) 規格

日本標準規格 A 3 とすること。

(4) 単位

給水管の延長の単位は、メートル（小数点以下第 2 位は四捨五入すること）

給水装置の口径の単位は、ミリメートル

なお、単位記号はつけなくても良い。

(5) 図面

新設部分は赤書き、既設及び移設部分は黒書き、自家水等は青書き、撤去管は黒書き配管に赤書きの斜線で記入すること。また、弁、栓、継手等には、型式及び口径を記入すること。

① 位置図

- ・ 1 / 5 0 0 0 程度で、工事場所全域及び付近の施設がわかるように記載すること。造成地等は、上下水道課が指定した地図を用いること。

② 平面図

- ・ 1 / 1 0 0 又は 1 / 2 0 0 とすること。ただし、詳細に記載する必要がある場合は、その箇所の詳細図を記入してもよい。
- ・ 2 階以上に給水する場合は、階層ごとに記入すること。
- ・ 道路の形状、歩車道の区分、側溝等の構造物、官民地境界、建物の形状、間取り、給水装置（位置、種類、口径、延長、型式等）、工事番号を配水管分岐から記入すること。
- ・ 平面図は異径（異種管）継手、特殊記号の名称及び型式、止水栓及び水抜栓の型式、メーター先の給水管延長は省略してもよい。
- ・ 自己メーターをつける場合は、親メーターと区別をつけ、明記すること。
- ・ 表現しにくい箇所は、詳細図や文章を記入すること。
- ・ 付近の境界等を明記すること。

③ 立面図

- ・ 給水装置（種類、口径、延長、型式等）を記入すること。
- ・ 三重に交差するように記入しないこと。
- ・ 立面図の記号は平面図の記号を準用すること。ただし、直圧トイレは必ず特殊記号で記入すること。
- ・ アパート等で間取りが同じ部屋がある場合はまとめても良い。

④ オフセット

- ・ 1／50程度とし、境界、マンホール、側溝、電柱、その他不動の施設等の3点以上から第1止水栓までの位置を記入すること。

⑤ 横断（断面）図

- ・ 道路及び水路等を工事する場合は、記入すること。
- ・ 1／100程度とし、地下埋設物、道路幅、給水装置等を記入すること。

⑥ その他

- ・ 必要に応じて、詳細図、縦断図、構造図、メーター設置図、他埋設物の平面図等を記入すること。
- ・ 受水槽は、吐水口空間、ボールタップ取り付け位置がわかるように明記すること。
- ・ 集合住宅、店舗、福祉施設等の場合は、その建物の名称も記入すること。

(6) 給水装置数量一覧表

主な給水装置等（分岐、メーター、給水栓、給湯器具等）を工種、数量、口径ごとに一覧表にして記入すること。一覧表は立面図と同じページに記入すること。

(7) 地下埋設物一覧表

地下に埋設されている電線、電話線、ガス管、下水道管、自家水道管等を道路及び宅内別に表にして記入すること。

(8) 設置メーター一覧表

集合住宅等でメーターを複数設置する場合は、部屋番号と一致するメーター番号を一覧表にまとめ、図面の1ページ目に記入すること。

(9) 仮設給水装置

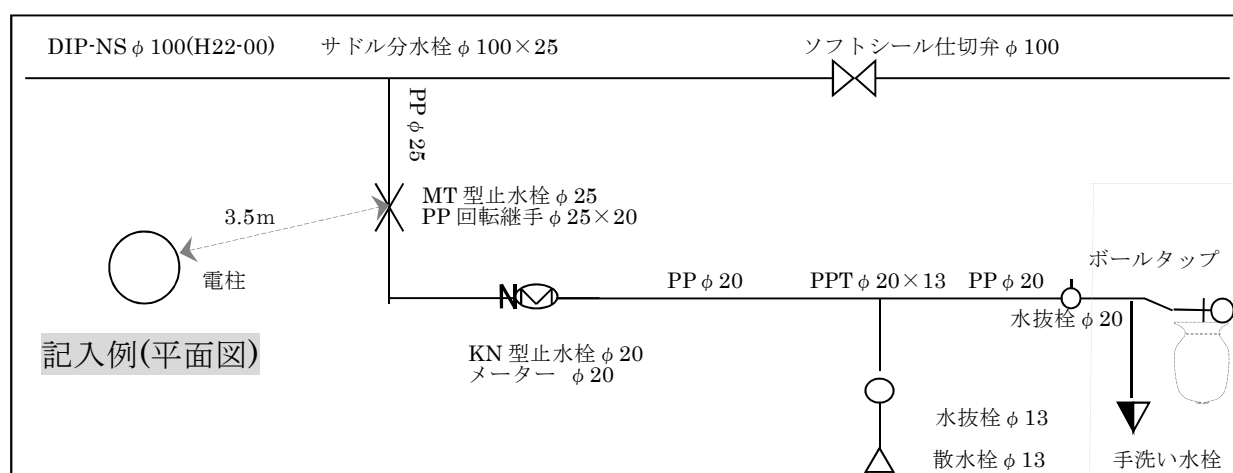
仮設給水装置を使用する場合、本設の設計図の空いているスペースまたは別のページに仮設給水装置部分の平面図と立面図を赤書きで記入すること。なお、仮設給水装置の栓数表は不要とする。



作図記号記入一覧表

管 種	記 号	栓・継手	記号
ダクタイル鋳鉄管	DIP-○	MT 止水栓	×
鋳鉄管	CIP	KN 止水栓	N
耐衝撃性ビニール管	HIVP	水抜栓	○
ビニール管	VP	単水栓	▽
石綿セメント管	ACP	混合栓	▼
配水用ポリエチレン管	HPPE	ボールタップ	⊕○
鉛管	LP	逆支弁（逆 N）	И
ポリエチレン管	PP	異径ソケット	—◁—
ポリライニング鋼管	PB 又は PD	管種変更・フランジ	— —
架橋ポリエチレン管	XPEP	ソケット	S
ポリブデン管	PBP	チーズ	T
ステンレス管	SUS	エルボ	L
銅管	CP	フリージョイント(エラスジョイント)	FJ
消火栓	㊦		

弁	記 号	その他	記 号
空気弁	㊦	メーター	㊦
減圧弁	㊦	給湯器具、直圧トイレ等	㊦
排泥弁	㊦		
弁・バルブ	—✕—		



第3章 給水装置の修繕について

1. メーター1次側の修繕について

- ①申込者から依頼があってメーター手前の配管等を修繕する（軽微なものも含めて）場合は、上下水道課と協議してから施工すること。
- ②メーターが凍結破損していた場合は、上下水道課に直ちに連絡すること。

2. メーター2次側の修繕について

- ①「漏水修理報告書」を漏れなく記入し、FAX 等にて修理後直ちに上下水道課へ提出すること。（併せて図面、写真等の提出をお願いすることがあります。）
- ②配管の布設替えが必要な場合は、上下水道課と協議すること。（給水装置工事の申込みが必要な場合があります。）
- ③鉛製給水管が確認された場合は、撤去し布設替えすること。ただし、布設替えが困難な場合は、上下水道課と協議すること。
- ④漏水修理対応ができない場合は、理由を明確にし、誠実な対応をすること。
- ⑤止水栓が閉栓の箇所の修理を依頼された場合は、上下水道課に連絡すること。

3. 凍結解凍について

(1) 凍結事故の処理

- ① 給水装置にあった解凍器を用い、作業中に現場から離れないようにすること。
- ② 凍結破損していた場合においても、修理後直ちに漏水修理報告書を上下水道課へ提出すること。
- ③ すぐに対応ができない場合は、お客様に理解を求めること。
- ④ 適切な管理状態におけるメーターボックス内での凍結による破損や解凍については、役場で費用を負担します。状況を確認する必要がありますので、漏水修理報告書の様式を用い、上下水道課まで報告願います。

(2) 解氷における注意事項

- ① 電気による解氷において、異種の配管材料が混在しているユニット化装置、ステンレス鋼管等においては、局部的に異常な加熱部が生じることもあり、使用方法を誤ると漏電や火災の事故を起こす恐れがあるため、電気による解氷は避けること。また配管が吊り金具等の支持金具に指示されている場合は、短絡電流（ショート）による発熱・火災の恐れがあるため、電気による解氷は避けること。
- ② トーチランプ等を用いた直火による方法は、ライニング鋼管においては内面のライニングが融解し、通水障害の原因となるとともに火災の危険があるので使用しないこと。

第4章 指定工事業者について

1. 変更に係る届出

(1)変更が生じた場合は、変更届出書に下記の添付書類を付して提出すること。提出期限に遅れた、または、虚偽の届出をした場合、処分対象となるため注意すること。

区別	変更する事項	添付書類	提出期限
法人	事業所の名称	定款、履歴事項全部証明書	変更のあった日から30日以内
	事業所の所在地	定款、履歴事項全部証明書、位置図	
	代表者の氏名	定款又は寄付行為、履歴事項全部証明書	
	役員の氏名	誓約書、履歴事項全部証明書	
個人	氏名又は名称	住民票の写し	30日以内
	住所	住民票の写し、位置図	
	主任技術者の氏名又は免状の交付番号	免状の写し	
	電話・FAX 番号	－（※上下水道課へ要連絡）	随時

2. 更新に係る届出

(1)水道法改正により指定給水装置工事事業者制度の更新制が導入され、指定の有効期限が従来の無期限から5年間となります。各指定店の初回更新については、対象となる年度に上下水道課より通知しますので、通知内容に従って更新申請の手続きを行うこと。なお、期限内に更新申請しなければ失効となるので注意すること。

(2)更新申請で必要な書類

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（主任技術者免状番号の確認資料を添付すること）
- ② 誓約書
- ③ 機械器具調書
- ④ 定款及び登記事項証明書（法人）または住民票の写し（個人）
- ⑤ 矢巾町指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

3. 指定停止・取消し

届出する事項	提出書類（変更届出書以外の添付書類）	提出期限
事業の廃止、休止	指定工事業者証	変更のあった日から30日以内
事業の再開	－	再開の日から10日以内

(1)以下の場合、上下水道課の指示に従い速やかに報告書を提出すること。提出期限に遅れた、または、虚偽の届出をした場合、処分対象となるため注意すること。

- ①町長の承認を受けた工法に適合しない工事を施工したとき。
- ②竣工予定日を1ヶ月遅れても竣工届を提出しなかった場合。

③適当な技能を所持した者を給水装置工事に従事させていないとき。

④無断通水、メーターの逆取付けをしたとき。

⑤施工中に断水やけが人が発生したとき。

⑥変更届等の提出を期限内に出来なかったとき。

⑦役場の承認が無く、工事をしたとき。

⑧その他、町長が求めたとき。

(2)「矢巾町指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱」の別表に定める違反行為があった場合、以下の処分となります。

①指定の取消し

②指定の停止（6月以下）

③文書警告

④文書注意

(3)主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働省に報告します。

4. その他

①メーター手前の止水栓・仕切弁の開閉栓は、上下水道課の責務で行う。（施主の依頼であっても指定工事業者は、開閉栓はしてはならない。）

②上下水道課の玄関にあるレターケースについて、月1回程度は確認すること。

③工事竣工検査から最低3年間は、請負った給水装置工事に関わる資料を保存すること。

④主任技術者及び工事に従事する者への施工技術の向上のために、定期的に研修を行うよう努めること。

第5章 道路占用工事について

1. 占用申請について

- (1)道路敷地を工事する場合は、給水装置工事の申込み時に、道路占用許可申請図を3部提出すること。
- (2)申請から許可までは、国道・県道は1月程度、町道は2週間程度必要となることから、余裕をもって手続きすること。
- (3)道路占用許可申請図は、P47を参考とし、
 - ①占用目的、②路線名、③占用場所、④占用物件、⑤占用管延長、⑥歩車道の区別、⑦舗装の種別、⑧掘削面積、⑨復旧面積、⑩路面標示の復旧の有無、⑪規制方法、⑫申込者、⑬工事事業者とともに、位置図、平面図及び横断図等を朱書きで記入すること。
- (4)現地を調査して正確に記入すること。
- (5)国道・県道・河川・水路申請の場合、掘削位置及び全体風景を両方向（東西及び南北）から撮影した写真及び地下埋設物所有者の証明書を3部提出すること。なお、掘削箇所にマーキングすること。
- (6)給配水管の他、下水道管、地下ケーブル、ガス管、パイプライン等の占用物件があるため、事前によく確認すること。
- (7)上水道と下水道、両方の占用申請をする場合は、図面は一つにまとめ、舗装復旧は一面とするよう努めること。
- (8)規制方法が通行止めの場合は道路迂回路図を作成の上、提出すること。

2. 占用工事着手について

- (1)道路工事をする場合は、道路使用許可を所轄警察署から得ること。
- (2)許可条件に従うこと。
- (3)防火用水利（消火栓、防火水槽等）の付近を工事する場合は、工事着手前に所轄消防署及び役場総務課消防担当に連絡すること。また、消火栓を含む区間を断水する場合は、所轄消防署にその旨の届出をすること。
- (4)バス路線の工事を行う場合は、バス会社に連絡し指示に従うこと。
- (5)ごみ集積所の付近を工事する場合は、盛岡・紫波地区環境施設組合に連絡すること。
- (6)通行止め工事をする場合は、近隣住民や事業所に理解を求めること。

3. 占用工事の施行について

- (1)施工に際しては、道路占用許可書及び道路使用許可書を携帯し、提示を求められた場合は速やかに対応すること。
- (2)片側は常に通行できるよう工事標識を設け、交通に支障のないようにすること。
- (3)工事場所には、必ず保安施設を設けること。なお、工事の都合上、掘削したまま作業を中止して夜間に及ぶときは、危険防止のため赤色灯を点灯し、その他、必要な保

安施設を設置すること。

(4)舗装路面の取り壊しは、舗装切断用機械を使用し取り壊し箇所以外の亀裂を生じさせないようにすること。また、アスファルト殻については、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

(5)埋め戻しは、全面置換え又は良質土埋戻しにより行うものとする。なお、給水管周囲は砂（粒径5mm以下）により防護するものとし、上層部は砕石又は良質土により埋め戻しを行うものとする。また、転圧工は60kg以上のランマーで行うこと。

(6)施工前・中・後の状況を写真撮影し、詳細が確認できるようにしておくこと。

(7)舗装本復旧における影響範囲は、片側50cmとし、仮復旧のときに舗装切断を行うこと。

(8)舗装本復旧は占用工事期間内に施工し、区画線等の復旧を行うこと。工事施工後は、付近を清掃し、原型復旧すること。

(9)国道4号、主要地方道、一般県道及び通行量の多い町道（中央1号線等）を工事する場合、交通誘導警備業務に関わる一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を、交通誘導警備業務を行う場所ごとに1人以上配置すること。

4. 占用工事完成後について

(1)完成後は許可条件に必要な書類のほか、下記の写真を町道の場合は1部、国道及び県道の場合は2部速やかに提出すること。

撮 影 種 目	撮 影 要 領
工事着手前	工事標識（水道工事中・道路法第32条占用許可標識）及び保安施設の設置状況の全景。
配 管 状 況	分岐の配管が確認できるもの。
埋戻し状況	砂・砕石・発生土の埋戻しが確認できるもの。 <u>（下層路盤は20cmごと、上層路盤は15cmごと）</u>
転 圧 状 況	転圧状況の確認できるもの。
工 事 完 成	完了後の状況。
そ の 他	舗装道路においては、舗装切断の延長、幅員及び道路標示の確認できるもの。

(2)工事検査後であっても、2年以内に舗装復旧面沈下あるいは舗装面剥離等確認された場合、施工者の責任において修復するものとする。



管布設標準掘削復旧断面図

町道1層道路(本復旧・仮復旧)

復旧影響幅
500

掘削幅

復旧影響幅
500

↑

表層(A)

↑

掘削深
(H)

上層路盤(B)

下層路盤(C)

路床(D)

防護砂(E)

○

基礎砂(G)

土被り

管外径
(F)

※仮復旧の場合は、復旧影響幅はなし。

町道 1層道路【本復旧】

	土被り	表層(A)	上層路盤(B)	下層路盤(C)	路床(D)	防護砂(E)	管外径(H)	基礎砂(G)	掘削深(H)
埋戻し材	-	再生密粒度 As20F	粒度調整砕石 M-40	再生クランチャーラン RC-40	岩スリ CBR20以上	山砂	山砂	山砂	-
呼び径	深さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	深さ(mm)
φ75	800	50	150	300	200	100	100	100	1000
φ100		50	150	300	200	100	120	100	1020
φ150		50	150	300	200	100	170	100	1070
φ75		50	150	300	600	100	100	100	1400
φ100	1200	50	150	300	600	100	120	100	1420
φ150		50	150	300	600	100	170	100	1470

※埋設管に対する深さの調整は、『路床(C)』の厚さを調整することで行うこと。

町道 1層道路【仮復旧】

	土被り	表層(A)	上層路盤(B)	下層路盤(C)	路床(D)	防護砂(E)	管外径(H)	基礎砂(G)	掘削深(H)
埋戻し材	-	再生密粒度 As13	粒度調整砕石 M-40	再生クランチャーラン RC-40	岩スリ CBR20以上	山砂	山砂	山砂	-
呼び径	深さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	深さ(mm)
φ75	800	30	170	300	200	100	100	100	1000
φ100		30	170	300	200	100	120	100	1020
φ150		30	170	300	200	100	170	100	1070
φ75		30	170	300	600	100	100	100	1400
φ100	1200	30	170	300	600	100	120	100	1420
φ150		30	170	300	600	100	170	100	1470

※埋設管に対する深さの調整は、『路床(C)』の厚さを調整することで行うこと。

町道2層道路(本復旧・仮復旧)

復旧影響幅
500

掘削幅

復旧影響幅
500

↑

表層(A)

↑

掘削深
(I)

基層(B)

上層路盤(C)

下層路盤(D)

路床(E)

防護砂(F)

○

基礎砂(H)

土被り

管外径
(G)

※仮復旧の場合は、復旧影響幅はなし。

町道 2層道路【本復旧】

	土被り	表層(A)	基層(B)	上層路盤(C)	下層路盤(D)	路床(E)	防護砂(F)	管外径(G)	基礎砂(H)	掘削深(I)
埋戻し材	-	再生密粒度 As13F	再生粗粒度 As20	粒度調整砕石 M-40	再生クランチャーラン RC-40	岩スリ CBR20以上	山砂	山砂	山砂	-
呼び径	深さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	深さ(mm)
φ75	800	30	40	150	300	180	100	100	100	1000
φ100		30	40	150	300	180	100	120	100	1020
φ150		30	40	150	300	180	100	170	100	1070
φ75		30	40	150	300	580	100	100	100	1400
φ100	1200	30	40	150	300	580	100	120	100	1420
φ150		30	40	150	300	580	100	170	100	1470

※埋設管に対する深さの調整は、『路床(C)』の厚さを調整することで行うこと。

町道 2層道路【仮復旧】

	土被り	表層(A)	基層(B)	上層路盤(C)	下層路盤(D)	路床(E)	防護砂(F)	管外径(G)	基礎砂(H)	掘削深(I)
埋戻し材	-	再生密粒度 As13	-	粒度調整砕石 M-40	再生クランチャーラン RC-40	岩スリ CBR20以上	山砂	山砂	山砂	-
呼び径	深さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	深さ(mm)
φ75	800	30	-	190	300	180	100	100	100	1000
φ100		30	-	190	300	180	100	120	100	1020
φ150		30	-	190	300	180	100	170	100	1070
φ75		30	-	190	300	580	100	100	100	1400
φ100	1200	30	-	190	300	580	100	120	100	1420
φ150		30	-	190	300	580	100	170	100	1470

※埋設管に対する深さの調整は、『路床(C)』の厚さを調整することで行うこと。

県道3層道路(本復旧・仮復旧)

復旧影響幅
500

掘削幅

復旧影響幅
500

↑

表層(A)

↑

掘削深
(J)

中間層(B)

上層路盤(D)

下層路盤(E)

路床(F)

防護砂(G)

○

基礎砂(I)

土被り

管外径
(H)

※仮復旧の場合は、復旧影響幅はなし。

県道 3層道路【本復旧】

	土被り	表層(A)	中間層(B)	基層(C)	上層路盤(D)	下層路盤(E)	路床(F)	防護砂(G)	管外径(H)	基礎砂(I)	掘削深(J)
埋戻し材	-	再生密粒度 As13F	再生密粒度 As20	再生粗粒度 As40	粒度調整砕石 M-40	再生クランチャーラン RC-40	岩スリ CBR20以上	山砂	山砂	山砂	-
呼び径	深さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	深さ(mm)
φ75	1200	30	40	50	150	500	330	100	100	100	1400
φ100		30	40	50	150	500	330	100	120	100	1420
φ150		30	40	50	150	500	330	100	170	100	1470
φ75		30	40	50	150	500	630	100	100	100	1700
φ100	1500	30	40	50	150	500	630	100	120	100	1720
φ150		30	40	50	150	500	630	100	170	100	1770

※埋設管に対する深さの調整は、『路床(F)』の厚さを調整することで行うこと。

※県道に埋設する場合は、埋設物は土被り1200mm以上の位置とすること。

県道 3層道路【仮復旧】

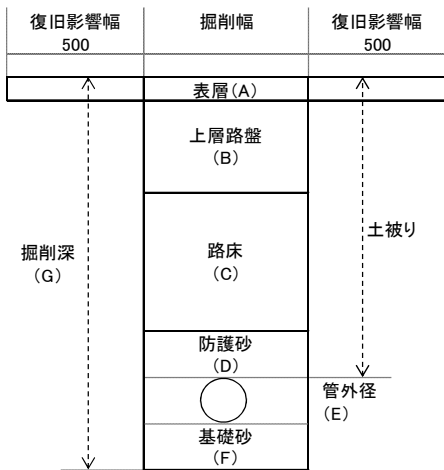
	土被り	表層(A)	中間層(B)	基層(C)	上層路盤(D)	下層路盤(E)	路床(F)	防護砂(G)	管外径(H)	基礎砂(I)	掘削深(J)
埋戻し材	-	再生密粒度 As13	-	-	粒度調整砕石 M-40	再生クランチャーラン RC-40	岩スリ CBR20以上	山砂	山砂	山砂	-
呼び径	深さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	深さ(mm)
φ75	1200	30	-	-	240	500	330	100	100	100	1400
φ100		30	-	-	240	500	330	100	120	100	1420
φ150		30	-	-	240	500	330	100	170	100	1470
φ75		30	-	-	240	500	630	100	100	100	1700
φ100	1500	30	-	-	240	500	630	100	120	100	1720
φ150		30	-	-	240	500	630	100	170	100	1770

※埋設管に対する深さの調整は、『路床(F)』の厚さを調整することで行うこと。

※県道に埋設する場合は、埋設物は土被り1200mm以上の位置とすること。

- 30 -

町道・県道歩道(本復旧・仮復旧)



※仮復旧の場合は、復旧影響幅はなし。

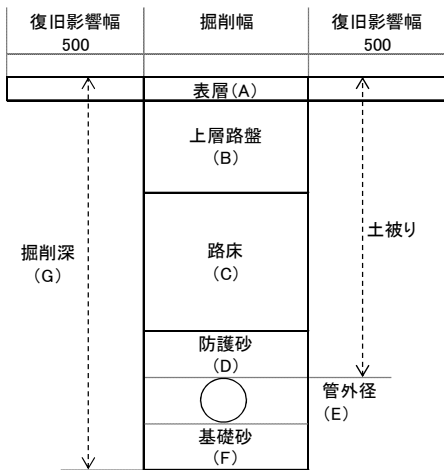
町道・県道 歩道【本復旧】								
	土被り	表層(A)	上層路盤(B)	路床(C)	防護砂(D)	管外径(E)	基礎砂(F)	掘削深(G)
埋戻し材	-	再生細粒度 As13F	再生クラッシャー RC-40	良質発生土	山砂	山砂	山砂	-
呼び径	深さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	深さ(mm)
φ75	800	30	250	420	100	100	100	1000
φ100		30	250	420	100	120	100	1020
φ150		30	250	420	100	170	100	1070
φ75	1200	30	250	820	100	100	100	1400
φ100		30	250	820	100	120	100	1420
φ150		30	250	820	100	170	100	1470

※埋設管に対する深さの調整は、『路床(C)』の厚さを調整することで行うこと。

町道・県道 歩道【仮復旧】								
	土被り	表層(A)	上層路盤(B)	路床(C)	防護砂(D)	管外径(E)	基礎砂(F)	掘削深(G)
埋戻し材	-	再生細粒度 As13	再生クラッシャー RC-40	良質発生土	山砂	山砂	山砂	-
呼び径	深さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	深さ(mm)
φ75	800	30	250	420	100	100	100	1000
φ100		30	250	420	100	120	100	1020
φ150		30	250	420	100	170	100	1070
φ75	1200	30	250	820	100	100	100	1400
φ100		30	250	820	100	120	100	1420
φ150		30	250	820	100	170	100	1470

※埋設管に対する深さの調整は、『路床(C)』の厚さを調整することで行うこと。

国道 歩道(本復旧・仮復旧)



※仮復旧の場合は、復旧影響幅はなし。

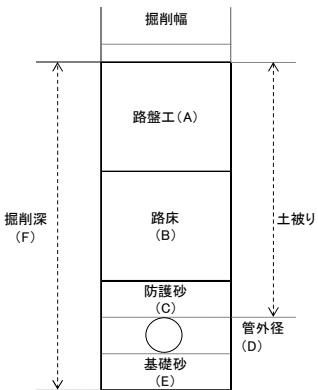
国道 歩道【本復旧】								
	土被り	表層(A)	上層路盤(B)	路床(C)	防護砂(D)	管外径(E)	基礎砂(F)	掘削深(G)
埋戻し材	-	再生細粒度 As13F	再生クラッシャー RC-40	良質発生土	山砂	山砂	山砂	-
呼び径	深さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	深さ(mm)
φ75	800	40	250	410	100	100	100	1000
φ100		40	250	410	100	120	100	1020
φ150		40	250	410	100	170	100	1070
φ75	1200	40	250	810	100	100	100	1400
φ100		40	250	810	100	120	100	1420
φ150		40	250	810	100	170	100	1470

※埋設管に対する深さの調整は、『路床(C)』の厚さを調整することで行うこと。

国道 歩道【仮復旧】								
	土被り	表層(A)	上層路盤(B)	路床(C)	防護砂(D)	管外径(E)	基礎砂(F)	掘削深(G)
埋戻し材	-	再生細粒度 As13	再生クラッシャー RC-40	良質発生土	山砂	山砂	山砂	-
呼び径	深さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	深さ(mm)
φ75	800	30	260	410	100	100	100	1000
φ100		30	260	410	100	120	100	1020
φ150		30	260	410	100	170	100	1070
φ75	1200	30	260	810	100	100	100	1400
φ100		30	260	810	100	120	100	1420
φ150		30	260	810	100	170	100	1470

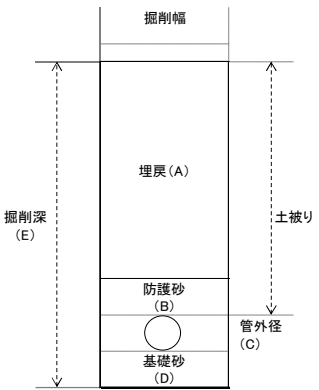
※埋設管に対する深さの調整は、『路床(C)』の厚さを調整することで行うこと。

砂利道(町道等)



砂利道 ※町道等							
	土被り	路盤工(A)	路床(B)	防護砂(C)	管外径(D)	基礎砂(E)	掘削深(F)
埋戻し材	-	再生クラッシャー RC-40	良質発生土	山砂	山砂	山砂	-
呼び径	深さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	深さ(mm)
φ75	800	400	300	100	100	100	1000
φ100		400	300	100	120	100	1020
φ150		400	300	100	170	100	1070
φ75	1200	400	700	100	100	100	1400
φ100		400	700	100	120	100	1420
φ150		400	700	100	170	100	1470

砂利道(民地等)

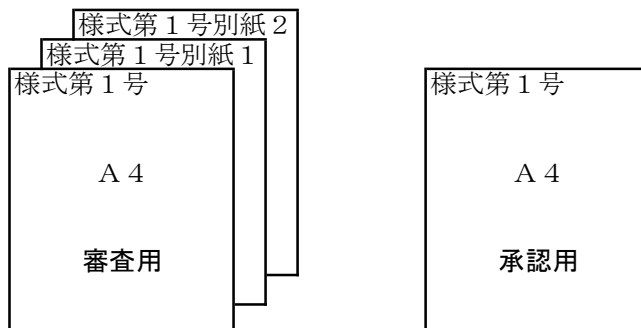


砂利道 ※民地等						
	土被り	埋戻(A)	防護砂(B)	管外径(C)	基礎砂(D)	掘削深(E)
埋戻し材	-	良質発生土	山砂	山砂	山砂	-
呼び径	深さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	厚さ(mm)	深さ(mm)
φ75	800	700	100	100	100	1000
φ100		700	100	120	100	1020
φ150		700	100	170	100	1070
φ75	1200	1100	100	100	100	1400
φ100		1100	100	120	100	1420
φ150		1100	100	170	100	1470

第6章 給水装置工事関係書類様式

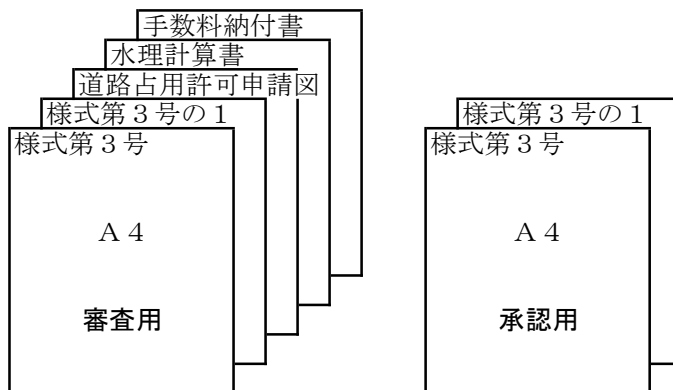
1. 工事申込関係

- ①様式第1号 給水装置工事申込書（給水装置工事承認書）
- ②様式第1号別紙1 土地・建物利用同意書
- ④様式第1号別紙2 給水装置利用者変更届



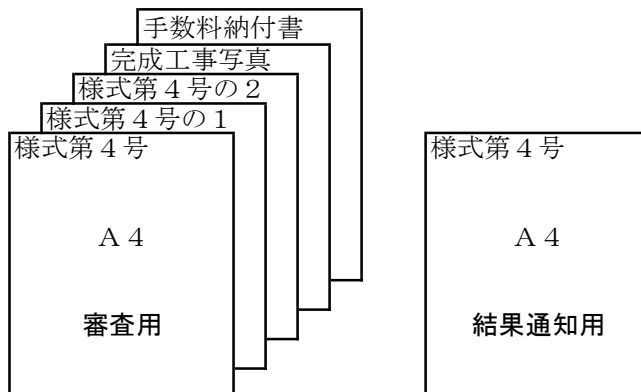
2. 設計審査関係

- ①様式第3号 給水装置工事設計審査申請書（給水装置工事設計審査承認書）
- ②様式第3号の1 給水装置工事設計図
- ③道路占用許可申請書
- ④水理計算書
- ⑤手数料納付書



3. 検査関係

- ①様式第4号 給水装置工事検査申請書（給水装置工事検査結果通知書）
- ②様式第4号の1 給水装置工事竣工検査票
- ③様式第4号の2 給水装置工事竣工図
- ④道路占用完成工事写真
- ⑤手数料納付書



給水装置工事申込書

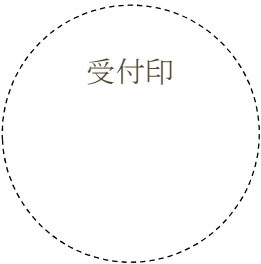
工事
番号

R

—

令和 年 月 日

矢巾町長 様



住所
方書
フリガナ
氏名
電話

申込者

(— —)

印

次の給水装置工事を施行したいので、下記の申込条件を了承のうえ申し込みます。
なお、この給水装置工事の一切を、下記の矢巾町指定給水装置工事事業者に委任します。

給水装置場所	住所方書	
	土地所有者	☐ 申込者と同じ ☐ 貸借等契約書(写)のとおり ☐ 土地・建物利用同意書のとおり
	建物所有者	☐ 申込者と同じ ☐ 貸借等契約書(写)のとおり ☐ 土地・建物利用同意書のとおり
工事内容	☐ 新設 ☐ 更新（建替等） ☐ 改造 ☐ 撤去	
用途等	☐ 生活用（ ☐ 一般住宅 ☐ 集合住宅 ☐ 店舗兼住宅〔業種： 〕） ☐ 業務用（業種業態： ） ☐ 予定栓	
申込条件	1 この給水装置工事について利害関係人の同意を得ました。もし第三者から異議の申し出があったときは、申込者の責任においてこれを処理します。 2 この給水装置工事の施行にあたり、関係法令等を遵守し、町の指導に従い、給水装置の構造及び材質に関する省令に定める基準に適合する認証品等、適正な器具を使用します。 町の指導に従わない場合及び未認証品を使用した場合、全て申込者の責任によるもので、水道水に関する水質事故・健康被害等があっても、矢巾町に対し一切の責任を求めません。 3 管理用止水栓の操作を町に一任し、個人では一切操作しません。	
矢巾町指定給水装置工事事業者	上記申込者から、この給水装置工事の一切を受任しました。 住所 名称 代表者 電話	
添付書類	☐ 登記事項証明書 ☐ 貸借等契約書(写) ☐ 土地・建物利用同意書 ☐ 給水装置所有者変更届 ☐ その他（ ）	

注 1 申込者（建物登記名義人）が複数の場合、全員が申込人となります。空欄を利用して全員が記入すること。
注 2 太線の枠内をもれなく記入し、各欄の該当する項目に☑を付すか○で囲むこと。
注 3 給水装置場所が紫波町高水寺の場合、登記事項証明書（コピー可）を添付すること。

給水装置工事承認書

令和 年 月 日

申込者 様

矢巾町長

上記給水装置工事の施行について承認します。

上記のとおり承認してよろしいか。 令和 年 月 日

課長	課長補佐	担当係長	上水道係	下水道係	確認
					住所 ☐ 土地 ☐ 建物 ☐



土地・建物利用同意書

令和 年 月 日

住 所
申 込 者
※自署以外無効 氏 名 _____ 印

私（所有者）の所有する下記の土地・建物に、上記申込者が給水装置を設置し、所有・使用することに同意します。

物件の種類	☐ 土地 ☐ 建物
土地 建物の表示	
所有者 1 ※自署以外無効	記入日 令和 年 月 日 住 所 方 書 フリガナ 続柄 氏 名 印 電 話 （ — — ） 持分 /
所有者 2 ※自署以外無効	記入日 令和 年 月 日 住 所 方 書 フリガナ 続柄 氏 名 印 電 話 （ — — ） 持分 /
所有者 3 ※自署以外無効	記入日 令和 年 月 日 住 所 方 書 フリガナ 続柄 氏 名 印 電 話 （ — — ） 持分 /
所有者 4 ※自署以外無効	記入日 令和 年 月 日 住 所 方 書 フリガナ 続柄 氏 名 印 電 話 （ — — ） 持分 /
添 付 書 類	☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

注 1 この様式は、申込者と所有者の間で貸借等契約が結ばれていない場合のみ作成し提出すること。
注 2 「申込者」「所有者」欄は自署以外無効。自署できない場合は実印を押印し印鑑登録証明書を添付すること。ただし、法人は除く。場合のみ店判可。
注 3 「申込者」「所有者」欄の数に過不足がある場合、適宜追加・削除すること。
注 4 「物件の種類」欄は、土地・建物の別を記入し、土地・建物それぞれ物件および表示ごとに作成すること。ただし、同一所有者のものである場合はまとめて作成してよい。
注 5 「所有者」欄は、所有者が複数の場合、それぞれの持分を記入すること。また、申込者と所有者が親族の場合のみ、申込者から見た所有者の続柄を記入すること。
注 6 物件の土地・建物の登記事項証明書（コピー可）を添付すること。

令和 年 月 日

受付印

新所有者 フリガナ
氏 名

電話 (— —)

旧所有者 フリガナ
氏 名

電話 (— —)

給水装置場所 の住所方書	
変更理由	☐ 売買 ☐ 贈与 ☐ 相続 ☐ 継承 ☐ 相続予定 ☐ その他（ ）
変更年月日	平成 年 月 日
※続柄	※新所有者と旧所有者が親族の場合のみ、新所有者から見た旧所有者の続柄を記入すること。
既存メーター	φ mm 矢 —
添付書類	☐ 登記事項証明書（コピー可） ☐ 土地・建物等売買契約書の写し ☐ その他（ ）

注5 この用紙は使用者の変更届ではありません。水道の使用者を変更する場合は、別途「給水契約申込書」を上下水道課経営係へ提出すること。

水栓番号			—						
------	--	--	---	--	--	--	--	--	--

受付	経営係	更新日
		/

給水装置工事取消届

令和 年 月 日

矢巾町長 様



住 所
方 書
フリガナ
氏 名
電 話

申込者

（

—

—

）

印

令和 年 月 日付けで承認のありました給水装置工事を取り消したいので、次のとおり届け出ます。

工 事 番 号	R —
工 事 内 容	☐ 新設 ☐ 更新 ☐ 改造 ☐ 撤去
給水装置場所 の住所方書	
矢巾町指定 給水装置 工事事業者	住 所 名 称 代表者 電 話 印
分 担 金	☐ 未納付 ☐ 納付済 円
取 消 理 由	

注1 申込者（建物登記名義人）が複数の場合、全員が申込人となります。空欄を利用して全員が記入すること。
注2 太線の枠内をもれなく記入し、各欄の該当する項目に☑を付すか○で囲むこと。

課 長	課長補佐	担当係長	上水道係	下水道係	還付日
					/

給水装置工事設計審査申請書

工事番号

R -

令和 年 月 日

矢巾町長 様



住所
名称
代表者
電話番号
主任技術者

矢巾町指定
給水装置
工事事業者



下記の給水装置工事について、設計審査を受けたいので申請します。

審査区分	☐ 新規 ☐ 変更（ 回目）	既存水栓番号	
工事内容	☐ 新設 ☐ 更新(建替等) ☐ 改造 ☐ 撤去		
用途等	☐ 生活用（ ☐ 一般住宅 ☐ 集合住宅 ☐ 店舗兼住宅） ☐ 業務用 ☐ 予定栓 業種業態（ ）		
特記事項	☐ 受水槽 ☐ 自家水併用 ☐ 加算メーター ☐ 減算メーター		
未認証器具・ 自己認証器具	☐ 無 ☐ 有		
着工予定日	令和 年 月 日	竣工予定日	令和 年 月 日
既存メーター	☐ 無 ☐ 有（φ mm 矢 - ）		
仮設給水装置設計審査	☐ 無 ☐ 有（令和 年 月 日着工希望、令和 年 月 日竣工予定）		
※変更の概要			
添付書類	☒ 給水装置工事設計図 ☐ 占用許可申請図（ ☐ 町道 ☐ 県道 ☐ 国道 ☐ 水路） ☐ 水理計算書 ☒ 手数料納付書 ☐ 念書 ☐ 基準適合証明書 ☐ 取扱説明書		

注1 太線の枠内をもれなく記入し、各欄の該当する項目に☒を付すか○で囲むこと。
注2 仮設給水を申し込む場合、仮設設計審査手数料と仮設給水工事検査手数料を併せて納付すること。

	区分	口径(mm)	単価(円)	数量	収納確認		工種	口径(mm)	単価(円)	数量	金額(円)
分 担 金	新設	-----	-----	-----		設計 審査 手 数 料	分岐取出				
	既設	-----	-----	-----			メーター	φ 25mm以下	2,000		
		計	新設金額　－　既設金額　＝　差引納付額 円　－　円　＝　円				又は	φ 30～50mm	4,000		
	分岐口径						φ 75mm以上	6,000			
					仮設設計・検査			2,000	×2		
					計						

給水装置工事設計審査承認書

令和 年 月 日

矢巾町指定給水装置工事事業者 様

矢巾町長

上記給水装置工事の設計について、下記の条件を付して承認します。
記

- 1 別添納入通知書により、分担金を指定期限内に納入すること。
- 2 修正・変更の指示に従うこと。
- 3 変更が生じた際は、速やかに変更申請書を提出し承認を得ること。

上記のとおり承認してよろしいか。

令和 年 月 日

課長	課長補佐	担当係長	上水道係	下水道係	審査	処 理
						審査 ☐ 納付書 ☐ 交付 ☐

数量 工種	既設		新設		撤去		合計	
	口径	個数	口径	個数	口径	個数	口径	個数
分岐取出								
メーター								
給水栓								
〃								
給湯器具								
直圧トイレ								

水栓番号		給水装置工事設計図

1/1

工 事 番 号	R	—
工 事 内 容	☐ 新設 ☐ 更新 ☐ 改造 ☐ 撤去	
審 査 区 分	☐ 新規 ☐ 変更	
着工予定日	令和	年 月 日
竣工予定日	令和	年 月 日
止水栓位置図		
給 水 装 置 場 所		
申 込 者 氏 名		
既 存 管 径		
メ ー タ ー φ mm 矢 —		
工 事 事 業 者		
主任技術者		

地下埋設物		
種類	道路	宅内
NTTケーブル		
電力ケーブル		
ガス管		
下水管		

給水装置工事検査申請書

工事
番号

R

-

令和 年 月 日

矢巾町長 様

住 所
矢巾町指定 名 称
給 水 装 置 代表者
工事事業者 電 話
主任技術者



下記の給水装置工事について、検査を受けたいので申請します。

検 査 区 分	☐ 通常 ☐ 再検査（ 回目）	検 査 希 望 日	令和 年 月 日
工 事 内 容	☐ 新設 ☐ 更新（建替等） ☐ 改造 ☐ 撤去		
用 途 等	☐ 生活用（ ☐ 一般住宅 ☐ 集合住宅 ☐ 店舗兼住宅） ☐ 業務用 ☐ 予定栓 業種業態（ ）		
未認証器具・ 自己認証器具	☐ 無 ☐ 有		
給水装置場所 の住所方書			
申 込 者 の 住所・氏名			
納付済分担金	円	分担金納付日	令和 年 月 日
新設メーター	φ mm（ 個）番号：矢 - ~ 矢 - φ mm（ 個）番号：矢 - ~ 矢 -		
自家水併用	☐ 無 ☐ 有	下 水 道 用 メ ー タ ー	☐ 加算 φ mm 番号：矢 - ☐ 減算 φ mm 番号：矢 -
添 付 書 類	☐ 給水装置工事竣工検査票 ☐ 給水装置工事竣工図 ☐ 占用工事完了写真 ☐ 手数料納付書 ☐ 念書 ☐ その他（ ）		

注 太線の枠内をもれなく記入し、各欄の該当する項目に☑を付すか○で囲むこと。

	工種	口径(mm)	単価(円)	数量	金額(円)	検査予定日	令和	年	月	日
検査 手 数 料	分岐取出					検査実施日	令和	年 <th>月</th> <th>日</th>	月	日
	メーター	φ 25mm以下	4,000			検査結果	合格	再検査		
	又は	φ 30～50mm	8,000							
	分岐口径	φ 75mm以上	12,000			水栓番号				
	修繕		4,000							
	撤去		2,000							
計										

給水装置工事検査結果通知書

令和 年 月 日

矢巾町指定給水装置工事事業者 様

矢巾町長

給水装置工事検査の結果は上記のとおりです。

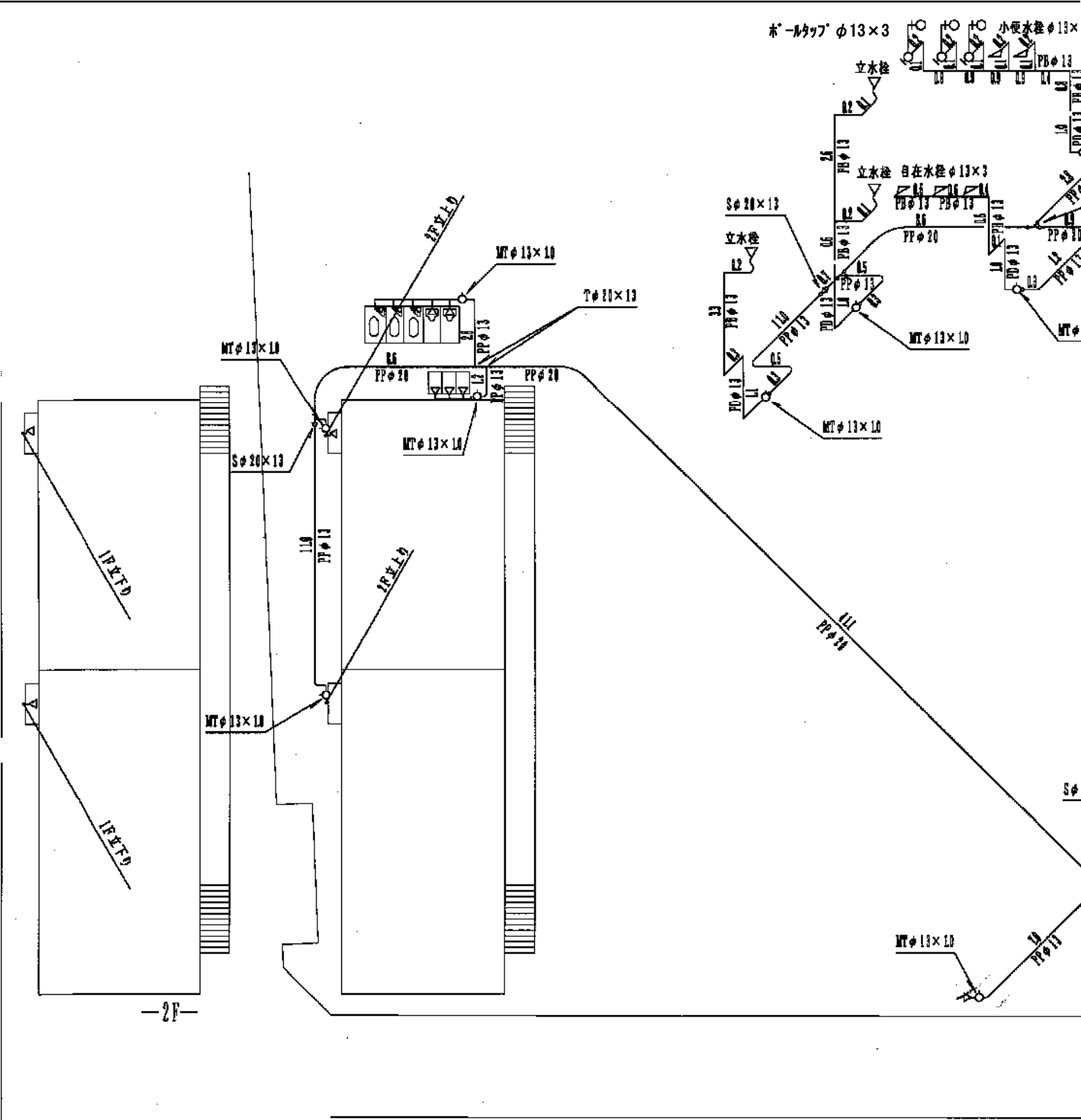
上記のとおり通知してよろしいか。

令和 年 月 日

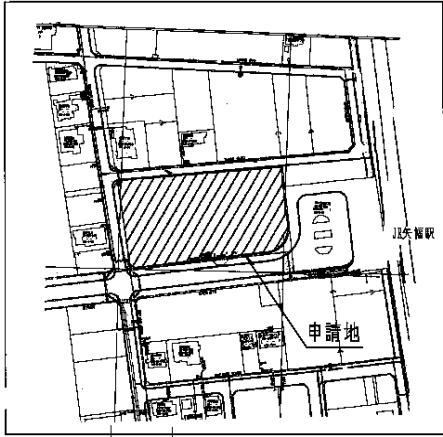
課 長	課長補佐	担当係長	上水道係	下水道係	検査員	処 理
						登録 ☐
						スキャン ☐

給水装置工事竣工検査票

検査項目		指定工事業者		検査		検査項目		指定工事業者		検査	
出席	検査に出席する主任技術者の氏名					第1止水栓	ワレットどおりの位置にあるか				
	建物所有者の承諾を得ているか						埋設深度は0.6m以上で、開栓棒の届く範囲に埋設しているか				
手続	給水管理設地所有者の承諾を得ているか					水道メーター	回転軸が筐の中心にあるか				
	念書、同意書等の提出の有無	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐		閉栓か開栓か	閉 ☐	開 ☐	閉 ☐	開 ☐
	書類の種類						第1止水栓から2m以内に設置しているか				
	占用手続きの有無	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐		メーター交換等に支障のない場所に設置しているか				
分岐取出	占用の種類					基本項目	ボックス内に汚水等が流入するおそれはないか				
	分岐取出しの有無	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐		凍結するおそれはないか（適正深度、耐寒蓋使用）				
	耐圧検査の結果は良いか						正常に動くか（逆取り付けはしていないか）				
	防食対策（ポリエチレンスリーブ等）は適正か						取り付けは適当か（第2止水栓、受信機含め）				
	分岐部の埋設深度			m			アパートの部屋番号を表示したか（メーターボックス及び受信機取付）				
	工法は指定どおりか						φ30mm以上の場合、2次側に逆止弁を設置しているか				
給水装置	道路復旧は良いか					自家水	遠隔式の場合、受信機の封印はしたか				
	未認証品、自己認証品の使用の有無	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐		メーターの指針			m ³	
竣工図面	未認証品、自己認証品の仕様を証明資料等で確認したか					下水道メーター	耐圧検査の結果は良いか				
	特殊給水装置の管理について、施主へ説明したか（エコキュート等）						耐圧検査後に圧力を抜いたとき、圧力計が0MPaになるか				
	承認を受けた設計図どおりか						自圧測定結果	MPa		MPa	
	位置図は正しく記入しているか						水の出は良いか				
	配水管から記入しているか（管種、口径含む）						水質異常（濁り、着色）はないか				
	第1止水栓のオフセットは正しく記入しているか						残留塩素濃度は正常値か				
	平面図と立面図が整合しているか						給水装置は竣工図どおりか				
	工事事業者及び主任技術者の押印をしているか						給水栓の数は何栓か（給湯器具等含む）	栓		栓	
受水槽	記入漏れはないか（給水栓数表、アパート名、部屋番号等）					使用開始	自家水使用の有無	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐
	受水槽の有無	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐		図面に青書で記入されているか				
	貯水槽水道の管理責任について、施主へ説明をしたか						クロスコネクションはないか				
	受水槽の有効容量			m ³		使用開始	加算・減算メーターの有無	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐
	受水槽一次側に給水栓を設置しているか						図面に記入されているか（メーター番号等含め）				
	吐水口空間は十分か						メーター番号が刻印又は貼付されているか				
排水弁	蓋が施錠等により、容易に開閉できない構造になっているか					使用開始	正常に動くか（逆取り付けはしていないか）				
	排水弁の管理について、施主へ説明したか（ハンドルは役場へ）						給水契約申込書（開栓届）の提出の有無	有 ☐	無 ☐	有 ☐	無 ☐
工事場所						使用開始	開栓（予定）日			/	
申込者							第2止水栓（KN型止水栓）は閉栓か開栓か	閉 ☐	開 ☐	閉 ☐	開 ☐
工事業者名						検査年月日	検査結果		担当		検査員
主任技術者						令和 年 月 日	合格 ☐ 再検査 ☐				



平面図 S=1:200



位置図

水栓番号

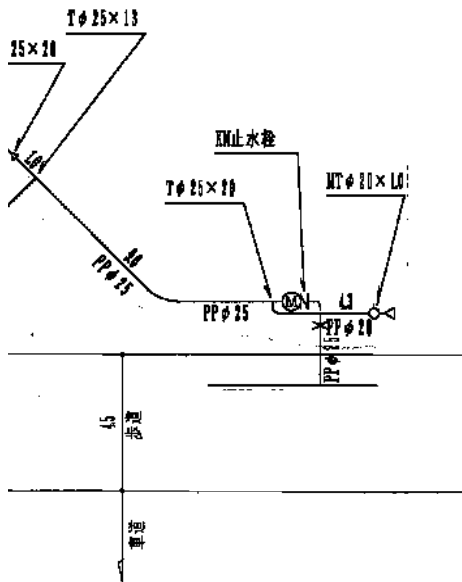
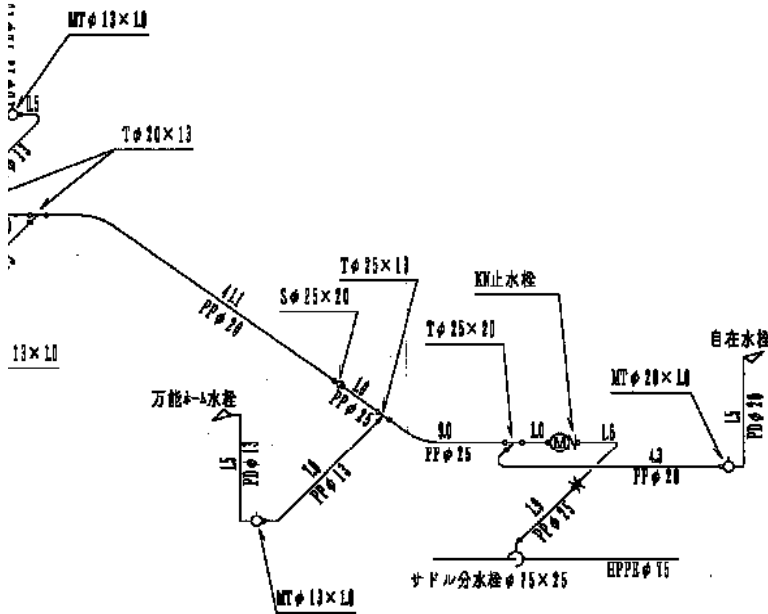
受付印

給水装置工事竣工図

1/1

※集合住宅等でメーターを複数設置する場合は、下のような一覧表を竣工図の1ページ目に記載すること。

部屋番号	設置メーター
101	矢2922-0001
201	矢2922-0002
102	矢2922-0003
202	矢2922-0004
103	矢2922-0005
203	矢2922-0006



工種	口径	個数
分岐取出	φ25	1
メーター	φ25	1
給水栓	φ13	12
〃	φ20	1
給湯器具		

地下埋設物		
種類	道路	宅内
NTTケーブル	×	○
電力ケーブル	×	○
ガス管	×	×
下水管	○	○

工事番号

ROO-□□□

工事内容

☒新設 ☐更新 ☐改造 ☐撤去

検査区分

☒通常 ☐再検査

着工日

令和〇〇年4月1日

竣工日

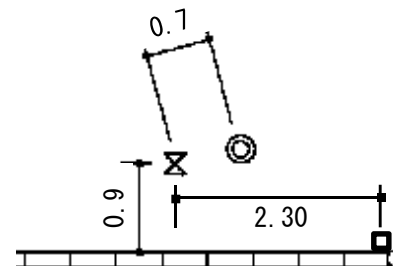
令和〇〇年6月28日

検査日

令和〇〇年7月8日

止水栓位置図

§1:100



給水装置場

矢巾町大字南矢幅13-123

申込者氏名

上水道 太郎

設置メーター

φ25mm 矢〇〇〇〇-〇〇〇〇

工事事業者

(有)矢巾水道

㊞

主任技術者

矢巾 次郎

㊞

仮設メーター貸与申請書兼給水契約申込書

令和 年 月 日

矢巾町長 様



住 所
矢巾町指定 名 称
給 水 装 置 代表者
工事事業者 電 話
主任技術者

印

印

上記工事番号にて設計審査を申請した仮設給水装置の仮設メーター貸与を申請します。
また、給水契約を併せて申し込みます。

メーター口径	φ mm	メーター種類	□地下式 □遠隔式
仮設着工日	令和 年 月 日	仮設竣工日	令和 年 月 日
貸与メーター	φ mm 矢 —	貸 与 日	令和 年 月 日
貸 与 指 針	m ³	受領者サイン	
使用開始日	令和 年 月 日	水 栓 番 号	—

注1：太線の枠内をもれなく記入し、各欄の該当する項目に☑を付すか○で囲むこと。
注2：竣工後に仮設給水装置とメーターボックス内の日付入り写真を撮影し、速やかに提出すること。
注3：飲用に利用する場合は残留塩素を測定して撮影し、速やかに提出すること。



仮設給水装置工事検査申請書

令和 年 月 日

矢巾町長 様

仮設給水装置の竣工後は検査を受けたいので、完成写真を添えて申請します。
なお、検査結果が合格の場合、結果通知は不要です。

残 留 塩 素	mg/ℓ (※飲用に利用する場合のみ)		
添 付 書 類	完了写真（□仮設給水装置写真 □使用開始時メーター写真 □残留塩素写真）		
検 査 実 施 日	令和 年 月 日	検 査 結 果	合格 不合格

仮設給水装置工事設計審査承認書兼仮設メーター貸与通知書

令和 年 月 日

矢巾町指定給水装置工事事業者 様

矢巾町長

仮設給水装置の設計について承認し、仮設メーターを貸与します。
なお、竣工後は、速やかに完了写真を提出してください。

上記のとおり承認し貸与してよろしいか。 令和 年 月 日

課 長	課長補佐	担当係長	上水道係	設計審査	貸 与	検 査

仮設給水装置撤去届兼仮設メーター返却届
兼 給 水 使 用 中 止 届 出 書

令和 年 月 日

矢巾町長 様



住 所
名 称
代 表 者
電 話
主任技術者



仮設給水装置を撤去したので、仮設メーターを返却し、水道の使用中止を届け出ます。

貸与メーター	φ mm 矢 ー	メーター種類	☐ 地下式 ☐ 遠隔式
貸与(出庫)日	令和 年 月 日	貸 与 指 針	m ³
返却(入庫)日	令和 年 月 日	返 却 指 針	m ³
添 付 書 類			

注：太線の枠内をもれなく記入し、各欄の該当する項目に☑を付すか○で囲むこと。

※水道料金内訳

基本料金	貸与年月日	返却年月日	月数 a	口径	単価 b	基本料金 e(a*b)
			月	mm	円	円
従量料金	開始指針 A	返却指針 B	使用水量 C(B-A)	単価 D	従量料金 E(C*D)	
	m ³	m ³	m ³	320円		円
水栓番号						水道料金 e+E
						円

課 長	課長補佐	担当係長	上水道係	受領者	処 理
					登録 ☐ 毎月 ☐ 一括 ☐

給 水 契 約 申 込 書

令和 年 月 日

(受付時間 :)

水道の使用を開始したいので、次のとおり申し込みます。

申込者記入欄	給水装置場所		
	共同住宅等の名称 および部屋番号		
	用 途 ※いずれか 1つに○	① 生活用（※住居として使用する場合） ② 業務用（業種： ） ③ 臨時用（ / から / まで使用） ④ 再開栓	
	開栓日	令和 年 月 日 （連絡事項： ）	
	フリガナ		
	使用者氏名		
	電話番号 ※異なる 2か所を記入	電話 1	（ ） 携帯・自宅・実家・勤務先【 — — 】
		電話 2	（ ） 携帯・自宅・実家・勤務先【 — — 】
	メール アドレス		
	フリガナ		
	請求者氏名		
請求先住所	〒 —		
支払方法	① 新規口振 ② 納付書 ③ クレジットカード（注1） ④ 口振継続（注2）		
申込者 ※電話番号記入	① 使用者本人 ② 親族（関係及び氏名： ） ③ 事業者： 担当： ◆電話： — —		

注1 水道メーターの口径が「13mm~25mm」、用途が「生活用」のお客さまのみ。

注2 □振継続の際のお客様番号（ — ）

担 当 処 理 欄	水栓番号		—		受付時説明 チェック	最初の請求額		
	検針順序		— —			立会い不要		
	メーター番号					水抜き栓操作		
	メーター口径		1 3 mm	2 0 mm	2 5 mm	その他 (	mm)	
	前回閉栓時指針		令和	年	月	日	m ³	
	開 栓 時 情 報	本 体	令和	年	月	日	m ³	
		受信器						m ³
		チェック	作業者	時間			:	パイロット停止
						支払書類投函		

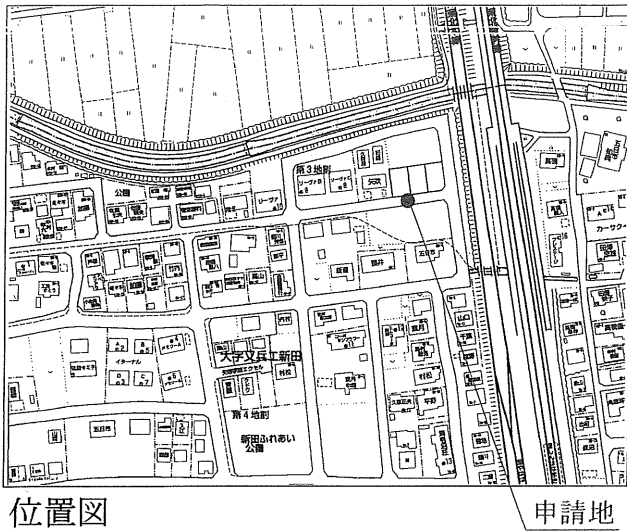
データ入力欄	開栓予約	
	口振継続	
	開栓処理	
	調定作成	
	上水基本料金	

下水確認欄	未使用	
	公共	
	農集	
	新規接続	
	下水基本料金	

連絡事項

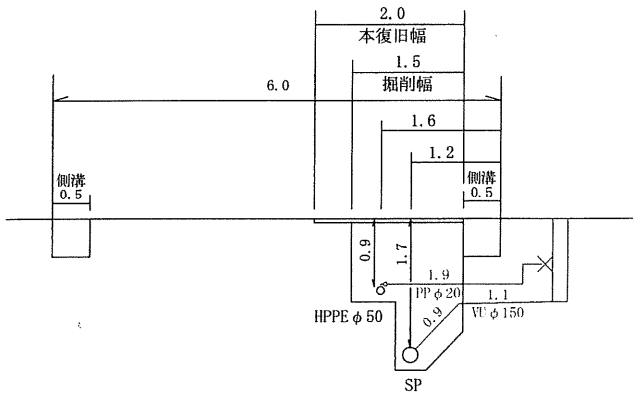
最終確認欄	上水	
	下水	

道路 占用許可申請図

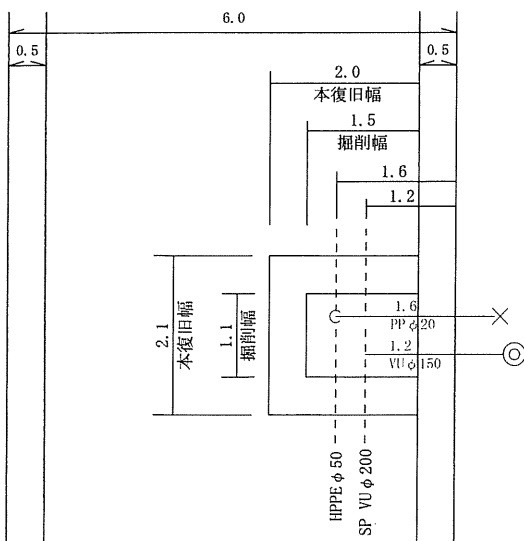


占用目的	矢巾町上水道給水管 新設 工事 矢巾町下水道汚水管 新設 工事
路線名	町道 じゃじゃっと線
占用場所	矢巾町大字又兵エ新田第4地割 (仮換地 9街区3-4-2区画)
占用物件	水道用ポリエチレン管 20mm 硬質塩化ビニール管 150mm
占用管延長(m)	PPφ20 L=1.6m ゴム輪受口直管VUφ150 L=1.2m
歩車道の区分	歩道・(車道)・その他 ()
舗装の種別	アスファルト舗装
掘削面積(㎡)	1.1m×1.5m=1.65㎡
復旧面積(㎡)	2.1m×2.0m=4.2㎡
路面標示の復旧	有 m・(無)
道路規制方法	片側交互通行・全面通行止め・規制無し
申込者	じゃじゃっと君
工事事業者	名称 (株)やはばウォーター 担当 連絡先

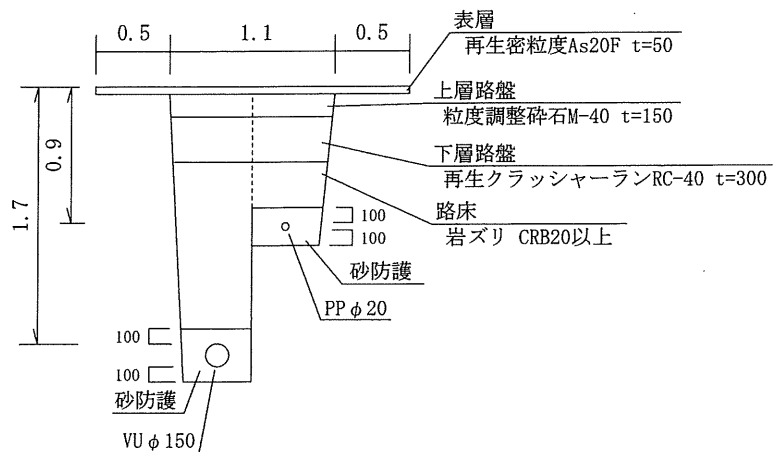
道路断面図 S=1/100



道路平面図 S=1/100



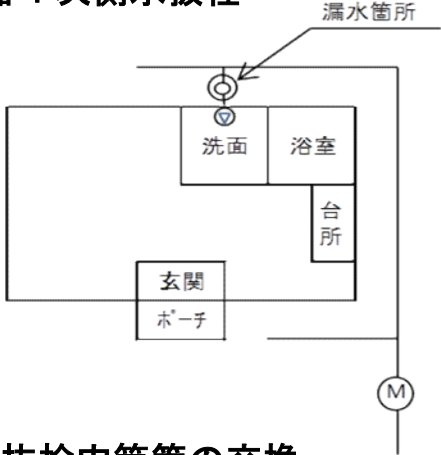
道路復旧断面図 S=1/50



漏水修理報告書

矢巾町上下水道課 あて (FAX : 019-697-3121)

提出日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

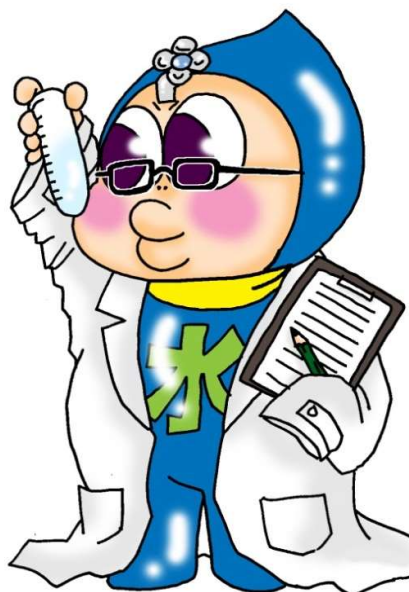
指定給水装置 工事事業者名	やはば水道工業(株) 担当者名 : じゃじゃっと君 電話番号 : 019-611-2569
工事場所	矢巾町大字〇△□第1地割2番地3 (アパート等施設名) 水道マンション (部屋番号) 456号室
申込者	矢巾 太郎
施工期間 (修理完了日)	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (~ 令和 年 月 日)
修理完了時 水道メータ指針	口径・番号 : ϕ 20 mm 矢 〇〇〇〇-△△△△ 本 体 : 456 m ³ 受信機 : 456 m ³
修理内容	箇所: 給湯器1次側水抜栓 図:  作業内容: 水抜栓内筒管の交換 (給湯器であれば、給湯器1次側か2次側かなど、詳細を記入願います。) ※以下、☒を付けてください。 (漏水箇所 : ☒地中 or ☐地上) (漏水流し先 : ☐下水道管 or ☒地下浸透)
漏水原因	経年劣化による内筒管パッキンの磨耗

※FAXの場合は、くれぐれも番号を間違えないよう留意願います。

第7章 例規

- 矢巾町水道事業給水条例（P50～60）
- 矢巾町水道事業給水条例施行規程（P61～65）
- 矢巾町指定給水装置工事事業者規程（P66～73）
- 矢巾町指定給水装置工事事業者に対する研修実施要綱（P74）
- 矢巾町指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱（P75～78）
- 特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置に関する取扱いについて（P79～81）

※ 様式は省略する



○矢巾町水道事業給水条例

平成 9 年12月25日

条例第36号

改正 平成12年 3 月 9 日条例第13号
平成12年12月18日条例第30号
平成15年 3 月 5 日条例第 5 号
平成19年12月13日条例第22号
平成24年12月13日条例第33号
平成25年12月13日条例第30号
平成28年11月18日条例第24号
令和元年 6 月 7 日条例第11号
令和元年 9 月 5 日条例第30号

注 平成25年12月から改正経過を注記した。

矢巾町水道事業給水条例（昭和46年矢巾町条例第12号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 5 条の 2 —第13条）
- 第 3 章 給水（第14条—第23条）
- 第 4 章 料金及び手数料（第24条—第33条）
- 第 5 章 管理（第34条—第37条）
- 第 6 章 貯水槽水道（第38条・第39条）
- 第 7 章 補則（第40条）
- 第 8 章 罰則（第41条・第42条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、矢巾町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（平28条例24・一部改正）

（給水区域）

第 2 条 矢巾町水道事業の給水区域は、矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年矢巾町条例第 9 号）第 2 条第 2 項に定めるところによる。

（分水）

第 3 条 管理者の権限を行う町長（以下「事業管理者」という。）は、公益上特に必要があると認めたときは、他の水道事業者に対し、分水することができる。この場合における分水料金は、事業管理者が別に定める。

（給水装置の定義）

第 4 条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、事業管理者の施設し

た配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第5条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の構造及び材質)

第5条の2 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に定める基準に適合しているものでなければならない。

(令元条例30・追加)

(給水装置の新設等の申込み)

第6条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）しようとする者は、事業管理者の定めるところにより、あらかじめ事業管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

2 給水装置工事について利害関係人がある場合は、申込者は、その者の同意を得なければならない。

(給水装置工事の費用負担)

第7条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事をしようとする者の負担とする。ただし、事業管理者が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

(給水装置工事の施行)

第8条 給水装置工事は、事業管理者又は事業管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ事業管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に事業管理者の工事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

第9条 事業管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、必要があると認めるときは、配水管への取付口から町の水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 事業管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第10条 事業管理者が施行する給水装置工事の工事費（以下「工事費」という。）は、次に掲げる

費用の合計額とする。

- (1) 資材費
- (2) 運搬費
- (3) 労務費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 工事雑費
- (7) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に定める工事費の算出に関して必要な事項は、事業管理者が別に定める。

第11条 削除

(平28条例24)

(給水装置の変更等の工事)

第12条 事業管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の場合において、給水装置の変更に要する費用は、配水管の移転等その工事の必要を生じさせた者の負担とする。ただし、事業管理者が町の費用で施行することが適当と認めたときは、この限りでない。

(令元条例30・一部改正)

(分担金)

第13条 給水装置の新設又は増径（給水装置の改造で、メーターの口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。）をする者から、次に定める額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額（第25条において「消費税等相当額」という。）を加算した額の分担金を徴収する。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 新設の場合 メーターの口径に応じ、別表第1に定める額

(2) 増径の場合 増径前後の各メーターの口径に対応する別表第1の額の差額に相当する額

2 分担金は、第6条の規定による承認の際、送付する納入通知書により指定期限内に納入しなければならない。

3 既納の分担金は、還付しない。ただし、工事に着手する前に当該給水装置の新設又は増径の申込みの取下げ及びその承認が取り消された場合は、この限りでない。

(平25条例30・令元条例11・令元条例30・一部改正)

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、事業管理者は、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため、損害を生ずることがあっても、町はその責めを負わない。

(令元条例30・一部改正)

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、事業管理者が定めるところにより、あらかじめ、事業管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第16条 この条例に定める事項を処理させるため、事業管理者において必要があると認めたときは、給水装置の所有者に対して、町内若しくは給水区域（本町の区域を除く。）内に居住する代理人を定め、事業管理者に届出させることができる。

(管理人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他事業管理者が必要と認めた者

2 事業管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(平28条例24・一部改正)

(メーターの設置)

第18条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、事業管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、事業管理者が定める。

(令元条例30・一部改正)

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、事業管理者が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に貸与する。

2 前項の水道利用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第20条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
- (2) 水道の利用用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、事業管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(平28条例24・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、事業管理者の指定する町職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水道水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに事業管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、事業管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 事業管理者は、給水装置又は水質について、水道使用者等から検査の請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(平28条例24・改称)

(料金の支払義務)

第24条 料金は、水道の使用者(第17条第1項第2号又は第3号に該当する場合にあっては、管理人。以下同じ。)から徴収する。

2 給水装置を共用する者は、料金の納入について、連帯責任を負うものとする。

(平28条例24・一部改正)

(料金)

第25条 料金は、別表第2の定めるところにより算出した基本料金と従量料金との合計額に消費税等相当額を加算した額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平25条例30・平28条例24・令元条例11・一部改正)

(従量料金の算定)

第26条 従量料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ事業管理者が定めた日をいう。)にメーターの検針を行い、その使用水量をもってその日の属する月の翌月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、事業管理者は、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(平28条例24・一部改正)

(使用水量及び用途の認定)

第27条 事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(3) 水道使用者等の責任によらない漏水があったと認められるとき。

- (4) 積雪等により計量が不能のとき。
- (5) 料率の異なる2種類以上の用途に水道を使用するとき。

(平28条例24・一部改正)

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用日数が15日以下のとき、基本料金は1月分の2分の1の金額

(2) 使用日数が15日を超えるとき、基本料金は1月分の金額

2 月の中途においてメーターの口径又は用途に変更があったときの料金は、その使用日数の多いメーターの口径又は用途（使用日数が等しいときは、変更後のメーターの口径又は用途）の料率を適用して算定する。

(平28条例24・一部改正)

(臨時使用の場合の料金の算定)

第29条 工事その他の理由により、メーターを設置し一時的に水道を使用する者は、当該メーターを撤去したときに、その料金を精算するものとする。ただし、事業管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。

(平28条例24・令元条例30・一部改正)

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納入通知書、口座振替、代理納付又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、水道の使用をやめたとき、又は事業管理者において必要があると認めたときは、その都度、徴収することができる。

(平28条例24・一部改正)

(手数料)

第31条 次の各号に掲げる事務について、当該各号に定める手数料の額を申請時に徴収する。ただし、事業管理者が特別の理由があると認めた者からは、申請後に徴収することができる。

- (1) 法第16条の2第1項の指定の申請 1件につき10,000円
- (2) 法第25条の3の2第1項の指定の更新申請 1件につき10,000円
- (3) 第8条第2項の設計審査（材料の確認を含む） 1件につき次の表に定める額

区分	分岐又はメーター口径	金額
給水装置を新設、改造又は更新（既存の給水装置を撤去し新たに設置し直す工事）するとき	25ミリメートル以下のもの	2,000円
	30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	4,000円
	75ミリメートル以上のもの	6,000円
給水装置を修繕するとき		2,000円
給水装置を撤去するとき		1,000円

- (4) 第8条第2項の工事検査 1件につき次の表に定める額

区分	分岐又はメーター口径	金額
給水装置を新設・改造又は更新（既存の給水装置を撤去し新たに設置し直す工事）するとき	25ミリメートル以下のもの	4,000円
	30ミリメートル以上50ミリメートル以下のもの	8,000円

工事) するとき	のもの	
	75ミリメートル以上のもの	12,000円
給水装置を修繕するとき		4,000円
給水装置を撤去するとき		2,000円
写真検査のとき		2,000円

(5) 給水装置の図面の写の交付 1件につき500円

(6) 各種証明書の交付 1件につき300円

(令元条例30・一部改正)

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第32条 事業管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納入しなければならない料金、手数料及びその他の費用を軽減又は免除することができる。

(平28条例24・一部改正)

(督促及び督促手数料)

第33条 料金、手数料その他納付金を、納入すべき水道使用者等が、指定期限内に完納しない場合においては、事業管理者は指定期限後20日以内に督促状を発するものとする。

2 前項の督促状を発した場合の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。

(平28条例24・一部改正)

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第34条 事業管理者は、水道の管理上、必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

2 前項に要する費用は、措置された者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第35条 事業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 事業管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する確認に要する費用は、当該確認を受けようとする者の負担とする。

(令元条例30・一部改正)

(給水の停止)

第36条 事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が、第25条の料金を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第26条の使用水量の計量又は第34条の検査を拒

み、又は妨げたとき。

- (3) 給水装置を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(平28条例24・一部改正)

(給水装置の切離し)

第37条 事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上、必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者の所在が不明で、かつ、90日以上給水装置の利用者がいないとき。
(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来、使用の見込みがないと認めたとき。

(平28条例24・一部改正)

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第38条 事業管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、水道訓令で定める。

第8章 罰則

第41条 事業管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の承認を受けないで、給水装置工事を行った者
(2) 正当な理由がなくて、第18条第2項のメーターの設置、第26条の使用水量の計量、第34条の検査又は第36条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
(3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(平28条例24・一部改正)

第42条 事業管理者は、詐欺その他不正の行為により、第25条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平28条例24・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
(手続及び処分等に関する経過措置)
- 2 この条例施行の際、改正前の矢巾町水道事業給水条例(昭和46年矢巾町条例第12号)の規定によってなされた承認、検査、請求その他の処分又は申込み、届出、その他の手続は、それぞれこの条例の規定によってなされたものとみなす。
(盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の専用水道事業を矢巾町上下水道事業に編入することに伴う経過措置)
- 3 この条例は、盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合(第6項及び第7項において「組合」という。)の解散の日にかかわらず、令和元年10月1日から矢巾町流通センター地内について適用する。
(令元条例30・追加)
- 4 令和元年9月30日までに盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合専用水道事業給水条例(平成10年盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合条例第1号。次項及び第6項において「組合給水条例」という。)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
(令元条例30・追加)
- 5 令和元年9月30日までに組合給水条例第24条に規定する工事完了検査を受検し合格した給水装置については、第13条第1項第1号に規定する分担金を納入したものとみなす。
(令元条例30・追加)
- 6 前3項の規定にかかわらず、令和元年9月30日までに組合給水条例の規定に基づき承認された給水装置工事で同日までに竣工していないものについては、令和元年12月31日までの間に限り、組合給水条例の例による。この場合において、同日までに工事完了検査を受検し合格した給水装置は、その翌日をもって第8条第2項の工事検査に合格したものとみなす。
(令元条例30・追加)
- 7 前項の場合において、第5項の規定にかかわらず、第13条第1項第1号に規定する分担金を納入したものとみなす。

(令元条例30・追加)

附 則(平成12年3月9日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月18日条例第30号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年3月5日条例第5号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月13日条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月13日条例第33号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第30号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（使用料に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の矢巾町水道事業給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に使用料の支払を受ける権利の確定されるものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年11月18日条例第24号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年2月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に継続して供給している水道水の使用で、この条例の施行の日から平成29年2月28日までの間に料金の支払いを受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月7日条例第11号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月5日条例第30号）
この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第31条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第13条関係）

（平28条例24・全改）

メーター口径	金額
13ミリメートル	50,000円
20ミリメートル	100,000円
25ミリメートル	170,000円
30ミリメートル	270,000円
40ミリメートル	560,000円
50ミリメートル	1,000,000円
75ミリメートル	2,800,000円
100ミリメートル	4,900,000円
150ミリメートル	13,500,000円
200ミリメートル	27,200,000円

別表第2（第25条関係）

（平28条例24・全改）

水道料金

（1）基本料金

メーターの口径別	金額（1月につき）
13ミリメートルのもの	680円
20ミリメートルのもの	1,270円
25ミリメートルのもの	1,780円
30ミリメートルのもの	4,270円
40ミリメートルのもの	7,250円
50ミリメートルのもの	13,100円
75ミリメートルのもの	28,230円
100ミリメートルのもの	34,000円
150ミリメートルのもの	78,200円
200ミリメートルのもの	119,000円

（2）従量料金

用途別	使用水量区分	金額（1立方メートルにつき）
生活用	10立方メートルまでの分	105円
	10立方メートルを超える分	165円
業務用	—	265円
臨時用	—	320円

○矢巾町水道事業給水条例施行規程

平成10年 2月20日

水道訓令第 1 号

改正 平成13年 3月 2 日水道訓令第 1 号

平成15年 3月 6 日水道訓令第 1 号

平成21年11月 1 日水道訓令第 1 号

平成22年 3月 4 日水道訓令第 1 号

平成25年 3月25日水道訓令第10号

平成28年11月25日水道訓令第 3 号

令和元年 9月14日上下水道訓令第 4 号

注 平成28年11月から改正経過を注記した。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 給水装置の工事及び管理（第 5 条—第 7 条）

第 3 章 給水（第 8 条—第12条）

第 4 章 水道料金（第13条—第17条）

第 5 章 管理（第18条・第19条）

第 6 章 貯水槽水道（第20条）

第 7 章 雑則（第21条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、矢巾町水道事業給水条例（平成 9 年矢巾町条例第36号。以下「条例」という。）

第40条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（代理人の選定及び変更の届出）

第 2 条 給水装置の所有者が条例第16条の規定により代理人を選定したときは、直ちに連署で管理者の権限を行う町長（以下「事業管理者」という。）に届けなければならない。代理人又はその住所に変更のあったときも、また同様とする。

（令元上下水道訓令 4 ・ 一部改正）

（給水装置工事の申込み）

第 3 条 条例第 6 条の給水装置工事の申込みは、給水装置工事申込書により行わなければならない。

（利害関係人の同意書等の提出）

第 4 条 給水装置工事の申込者は、条例第 6 条第 2 項の規定により次の各号のいずれかに該当するときは、利害関係人の同意書を事業管理者に提出しなければならない。

（1） 他人の所有する構築物に給水装置を設置しようとするとき。

（2） 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとするとき。

（3） 他人の所有地を通過し、又は他人の所有地に給水装置を設置しようとするとき。

（4） 前 3 号に定めるもののほか、事業管理者が必要と認めるとき。

第 2 章 給水装置の工事及び管理

(給水装置の構造及び材質)

第5条 事業管理者は、条例第8条第2項に定める設計審査又は工事検査において、矢巾町指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準（以下「基準」という。）に適合していることの証明を求めることができる。

2 事業管理者は、前項の規定により事業管理者が求めた証明する書類が提出されないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することがある。

(令元上下水道訓令4・一部改正)

(工事費の算出方法)

第6条 条例第10条に規定する工事費の算出方法は、事業管理者が別に定める。

(給水装置の修繕)

第7条 事業管理者が施行した工事で、しゅん工後1年以内に条例第22条第2項に規定する給水装置の修繕を必要とするときは、町の費用をもって修繕する。ただし、天災その他町の責めによらない事故又は給水装置の使用者若しくは所有者又は管理人の故意若しくは過失によるものと認めたときは、この限りでない。

2 前項の修繕に要する費用について、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が施行した給水装置の修繕については、指定工事業者の費用をもって修繕する。

(令元上下水道訓令4・一部改正)

第3章 給水

(使用水量の認定)

第8条 条例第27条第1号から第4号の規定により使用水量を認定するときは、使用者等に対してその旨を告知するものとする。

2 前項の認定は、次に掲げる事項を基準として事業管理者が定める。ただし、当該認定が条例第27条第4号に該当するときは、次の検針の際にこれを精算する。

- (1) 前3箇月の平均使用水量
- (2) 前年度同期の使用水量
- (3) 世帯人員
- (4) 類似する使用者の実態
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用水量の認定にあたって参考となる事項

(平28水道訓令3・令元上下水道訓令4・一部改正)

(用途の認定)

第9条 条例第27条第5号に規定する2種以上の用途の認定については、その料率の高い方をもって認定する。ただし、第13条第1号に規定する家事専用のほか一般商店等営業用を兼ねる場合を除く。

(使用水量の端数計算)

第10条 定例日に検針し、使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して算入する。

2 給水装置の使用を中止した場合は、その都度使用水量を算定する。ただし、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(給水装置及び水質の検査)

第11条 条例第23条第2項に規定する費用とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能、漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。
- (2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する以外の検査を行うとき。
- (3) 事業管理者が検査の必要がないと認める相当の理由があるとき。

(令元上下水道訓令4・一部改正)

(メーターの管理等)

第12条 貸与したメーターの設置場所には、メーターの検針又は機能を妨害する物品を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 貸与したメーターは、上下水道課の職員以外の者が操作、取付け又は取外し等の行為を行ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 矢巾町水道メーター検針等業務委託規程(平成30年矢巾町水道訓令第1号)第2条に定める開閉栓業務の委託を受けた者が、事業管理者の指示により開閉栓を行う場合
- (2) 条例第6条第1項に定める承認を受けた者から当該給水装置工事を受任した指定給水装置工事事業者が、事業管理者の許可を得て給水装置工事を行う場合
- (3) 事業管理者が発注した工事等を受注した指定給水装置工事事業者が、メーターの交換等を行う場合

(令元上下水道訓令4・一部改正)

第4章 水道料金

(平28水道訓令3・改称)

(給水装置の用途別)

第13条 給水装置の用途別は、次の基準による。

- (1) 生活用 家事専用(住宅)及び家事専用のほか一般商店等営業用を兼ねるもの(店舗付き住宅)、共用給水装置において2世帯以上に生活用水を供給するもの(集合住宅)、その他生活用の適用が合理的に認められるもの
- (2) 臨時用 工事現場等において臨時的に使用するもの
- (3) 業務用 前2号以外の用に使用するもの

(平28水道訓令3・一部改正)

(指定代理納付者による納付の方法による徴収)

第13条の2 事業管理者は、納入義務者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による申出を行った場合には、指定代理納付者(同項の規定による指定をした者をいう。以下同じ。)による納付の方法により、条例の規定により徴収する水道料金、矢巾町公共下水道条例(平成12年矢巾町条例第31号)の規定により徴収する下水道使用料及び矢巾町農業集落排水処理施設条例(平成19年矢巾町条例第17号)の規定により徴収する農業集落排水処理施設使用料(以下「使用料等」という。)を収納することができる。

2 前項の申出は、指定代理納付者が付与する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第157条の2第2項に規定する番号、記号その他の符号の通知によるものとし、納入義務者は、書面に

よる申込みを事業管理者に行うものとする。

3 指定代理納付者による納付の方法により使用料等を収納するときは、当該指定代理納付者へ納入通知書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を送信するものとする。

4 納入義務者が第1項に規定する申出を解除したとき、又は指定代理納付者から納入義務者との契約の解除その他の事由により立替払いを行わない旨の通知を受けたときは、指定代理納付者による納付の方法による収納の取扱いを取り消す。

(平28水道訓令 3・一部改正)

(過誤納による使用料等の精算)

第14条 使用料等を徴収後、その使用料等の算定に過誤があったときは、翌月分以降の使用料等において精算することができる。

(平28水道訓令 3・一部改正)

(納入期限)

第15条 使用料等の納入期限は、納入通知書を発した月の末日とする。

2 その他の納付金の納入期限は、別に定めのない限り納入通知書を発した日から14日以内とする。

(平28水道訓令 3・全改)

(共用給水装置の使用料等)

第16条 共用給水装置の使用料等は、一共用給水装置ごとに作成する納入通知書により徴収する。

(平28水道訓令 3・一部改正)

(使用料等の軽減又は免除)

第17条 条例第32条の規定により軽減又は免除できる場合は、次の各号の一に該当するもののうち事業管理者が認めたものに対して行うものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受ける者の分担金

(2) 災害その他の理由により使用料等の納付が困難である者

(3) その他事業管理者が公益上その他特別な理由があると認めたもの

(平28水道訓令 3・一部改正)

第5章 管理

(給水装置の構造等の確認)

第18条 条例第35条第2項ただし書に規定する給水装置の構造及び材質の確認を受けようとする者は、給水装置構造材質確認に係る申請書により事業管理者に申請しなければならない。

2 事業管理者は、前項の申請があったときは、速やかに当該給水装置を調査しなければならない。

3 前項の調査に要する費用は、条例第10条の規定を準用する。

(給水停止の処分の方法)

第19条 条例第36条に規定する給水の停止は、給水栓の封印若しくは止水栓、制水弁の閉鎖、メーターの撤去又は配水管との連絡を切断することによって行う。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第20条 条例第39条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（2）前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第7章 雑則

（補則）

第21条 この訓令の施行について必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、廃止前の矢巾町水道事業給水条例施行規則（昭和40年矢巾町規則第15号）によってなされた届出、請求、承認等その他の手続は、それぞれこの訓令の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成13年3月2日水道訓令第1号）

1 この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正前の訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成15年3月6日水道訓令第1号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月1日水道訓令第1号）

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成22年3月4日水道訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月25日水道訓令第10号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月25日水道訓令第3号）

この訓令は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（令和元年9月14日上下水道訓令第4号）

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

○矢巾町指定給水装置工事事業者規程

平成10年2月20日

水道訓令第2号

改正 平成12年3月24日水道訓令第6号

平成13年3月2日水道訓令第1号

平成17年3月1日水道訓令第1号

平成20年12月1日水道訓令第1号

平成24年6月21日水道訓令第2号

平成25年3月25日水道訓令第11号

平成31年4月1日水道訓令第1号

令和元年9月14日上下水道訓令第5号

注 平成31年4月から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等（第4条—第10条）

第3章 給水装置工事主任技術者（第11条・第12条）

第4章 指定給水装置工事事業者の義務（第13条—第17条）

第5章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、矢巾町水道事業給水条例（平成9年矢巾町条例第36号。以下「給水条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、矢巾町指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）について、必要な事項を定め、もって給水装置工事の適正な施行を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この訓令において「法」とは、水道法（昭和32年法律第177号）をいう。

2 この訓令において「政令」とは、水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。

3 この訓令において「施行規則」とは、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。

4 この訓令において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、矢巾町の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

5 この訓令において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

6 この訓令において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

（業務処理の原則）

第3条 指定工事事業者は、法、政令、施行規則、給水条例、矢巾町水道事業給水条例施行規程（平成10年矢巾町水道訓令第1号）及びこの訓令並びにこれらの規定に基づく管理者の権限を行う町長（以下「事業管理者」という。）の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(令元上下水道訓令 5・一部改正)

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第4条 給水条例第8条第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。

2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事事業者の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

- (1) 次条第3号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し

4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。

(指定の基準)

第5条 事業管理者は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- (1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他接合用の機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として法第25条の3第1項第3号イに規定する厚生労働省令で定めるもの
 - イ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

(令元上下水道訓令 5・一部改正)

(指定工事業者証の交付)

第6条 事業管理者は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に、矢巾町指定給水装置工事事業者証（別記様式。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を事業管理者に返納するものとする。

3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を事業管理者に提出するものとする。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(指定の更新)

第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第4条から前条までの規定は、第1項の指定の更新について準用する。

5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、事業管理者は、指定給水装置工事事業者から指定工事業者証を返納させた上で、新たな指定工事業者証を交付するものとする。

(令元上下水道訓令5・追加)

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、次の各号の一に掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を事業管理者に届け出なければならない。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 法人にあっては、役員の氏名

(4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて事業管理者に提出しなければならない。

(1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し

(2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2による第5条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 第1項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を事業管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 事業管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
- (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による事業管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に参酌すべき特段の事情があるときは、事業管理者は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め、指定の効力を停止することができる。

(指定の取消し等の手続)

第9条の2 事業管理者は、第8条の規定による指定の取消し又は第9条の規定による指定の停止の処分をしようとするときは、矢巾町行政手続条例（平成8年矢巾町条例第12号）に定める不利益処分の手続を執らなければならない。

(指定等の公示)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、その都度矢巾町公告式条例（昭和30年矢巾町条例第1号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して公示する。

- (1) 第4条の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第6条の2第4項において準用する第5条の規定により指定給水装置工事事業者の指定を更新したとき。
- (3) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再開の届出があったとき。
- (4) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (5) 第9条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

(令元上下水道訓令5・一部改正)

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第6条に定める基準に適合している

ことの確認

(4) 給水装置工事に関し、事業管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(令元上下水道訓令5・一部改正)

(主任技術者の選任等)

第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、事業管理者に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、事業管理者に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を事業管理者に届け出なければならない。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

(令元上下水道訓令5・一部改正)

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに、前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ事業管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次のアからキに掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 竣工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(令元上下水道訓令5・一部改正)

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、給水条例第8条第2項に規定する設計審査を受けるため設計審査に係る申請書に設計図書及び事業管理者が必要と認める書類を添えて、事業管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

第15条 指定工事業者は、給水条例第8条第2項に規定する給水装置工事検査を受けるため、工事完了後、速やかに当該工事検査に係る申請書にしゅん工図及び事業管理者が必要と認める書類を添えて、事業管理者に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、検査の結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて事業管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 事業管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 事業管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(施行細目)

第18条 この訓令に定めるもののほか、施行に関して必要な事項については、事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

(旧規則に基づく矢巾町指定水道給水工事店に対する経過措置)

第2条 廃止前の矢巾町指定水道給水工事店規則(昭和51年水道規則第1号。以下「旧規則」という。)により平成10年3月31日において指定を受けている矢巾町指定水道給水工事店は、平成9年矢巾町条例第36号による改正後の矢巾町水道事業給水条例第8条第1項の適用については、

平成10年4月1日から90日間（次項の規定による届出があったときは、その届出があったときまでの間）は、改正後の矢巾町水道事業給水条例第8条第1項の指定を受けた者とみなす。

- 2 旧規則により平成10年3月31日において指定を受けている矢巾町指定水道給水工事店が、平成10年4月1日から90日以内に、次の各号に定める事項を町長に届け出たときは、改正後の矢巾町水道事業給水条例第8条第1項の指定を受けたものとみなす。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 法人である場合には役員の氏名
- (3) 事業の範囲
- (4) 事業所の名称及び所在地

- 3 前項の届出は、改正水道法附則第2条第2項の届出に関する省令により定められた別記様式による届出書を提出して行うものとする。

- 4 前項の届出書には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあっては、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写しを添えなければならない。

- 5 第2項の届出を行う矢巾町指定水道給水工事店は、届出と同時に旧規則に基づく矢巾町水道給水工事店指定証を町長に返納しなければならない。

- 6 町長は、第2項の届出の受理後、速やかに新規程第6条に定める矢巾町指定給水装置工事事業者証を交付する。

- 7 第2項の規定により、改正後の矢巾町水道事業給水条例第8条第1項の指定を受けた者とみなされた者についての新規程第8条の規定の適用については、平成10年4月1日から1年間は、同条中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号又は第5号から第8号まで」と、同条第2号中「第5条各号」とあるのは「第5条第2号又は第3号」とする。

- 8 第2項の規定により、改正後の矢巾町水道事業給水条例第8条第1項の指定を受けた者とみなされた者について、新規程第13条を適用する場合においては、平成11年3月31日までの間、同条第1号、第4号及び第6号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは、「給水装置工事主任技術者又は旧規則による給水装置工事責任技術者の資格を有する者」とする。

（旧規則に基づく給水装置工事責任技術者に対する経過措置）

- 第3条 平成10年3月31日において、次の各号の一に該当する者は給水装置工事主任技術者試験及び水道法施行規則の一部を改正する省令（平成8年厚生省令第69号）附則第2条第1項に定める経過措置の適用並びに前条第8項に定める経過措置の適用にあたり、旧規則による給水装置工事責任技術者の資格を有するものとあたるとみなす。

- (1) 旧規則に基づく給水装置工事責任技術者としての登録を受けている者
- (2) 旧規則に規定する給水装置工事責任技術者としての登録資格を有し、登録可能期間が満了していない者
- (3) その他町長が前号の者に相当すると認める者

（手続及び処分等に関する経過措置）

- 第4条 この訓令施行の際、旧規則の規定によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、それぞれこの訓令の規定によってなされたものとみなす。

附 則（平成12年3月24日水道訓令第6号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年 3 月 2 日水道訓令第 1 号）

- 1 この訓令は、平成13年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の訓令に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年 3 月 1 日水道訓令第 1 号）

この訓令は、平成17年 3 月 7 日から施行する。

附 則（平成20年12月 1 日水道訓令第 1 号）

この訓令は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成24年 6 月21日水道訓令第 2 号）

この訓令は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月25日水道訓令第11号）

- 1 この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に交付された第 6 条第 1 項に規定する矢巾町指定給水装置工事事業者証については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 4 月 1 日水道訓令第 1 号）

この訓令は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月14日上下水道訓令第 5 号）

この訓令は、令和元年10月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第 1 条の施行の日から施行する。

○矢巾町指定給水装置工事事業者に対する研修実施要綱

平成20年12月 1 日

水道告示第10号

改正 平成25年 3 月22日水道告示第10号

(目的)

第1 給水装置は、人の生命、健康に直接かかわる水道水の衛生に関連する施設である。したがって、矢巾町指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に定期的な研修を受講させることにより、水道使用者への安全・安心な給水確保の実現に向けて、管理者の権限を行う町長（以下「事業管理者」という。）からの情報提供を図るとともに、併せて、給水装置工事主任技術者の選任・解任等の変更届提出状況等の確認を同時に行うことを目的とする。

(受講対象者)

第2 研修は、すべての指定工事業者を対象とし、この研修の内容を、所属する給水装置工事の事業を行う事業所内で周知及び教育を実施できる者が受講者として参加するものとする。

(研修時期)

第3 研修は、おおむね3年に1回の開催とする。

(研修通知)

第4 事業管理者は、指定工事業者に対し、研修の開催を通知するものとする。

(申請手続)

第5 研修を受講しようとする指定工事業者は、矢巾町指定給水装置工事事業者研修受講申請書を事業管理者に提出するものとする。

(研修費用)

第6 事業管理者は、指定工事業者から、研修受講料としてその費用を徴収することができるものとする。

(研修修了証書の交付)

第7 事業管理者は、研修受講者に対し、研修修了証書を交付するものとする。

(研修不参加者の取扱い)

第8 研修に参加しない指定工事業者は、矢巾町指定給水装置工事事業者研修不参加理由書を事業管理者に提出するものとする。

(研修の実施主体)

第9 研修は、事業管理者が実施するものとする。

(その他必要事項)

第10 この告示に定めるもののほか、必要な事項は事業管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日水道告示第10号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

○矢巾町指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

平成20年12月 1 日

水道告示第11号

改正 平成25年 3 月22日水道告示第11号

令和元年 9 月14日上下水道告示第19号

注 令和元年 9 月から改正経過を注記した。

(目的)

第1 この告示は、矢巾町指定給水装置工事事業者規程（平成10年矢巾町水道訓令第2号。以下「規程」という。）第8条及び第9条について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2 この告示における用語の定義は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び規程の例による。

2 「違反行為」とは、規程第8条及び第9条に規定する、「指定の取消し」及び「指定の停止」に該当する行為をいう。

(違反行為の調査、報告等)

第3 管理者の権限を行う町長（以下「事業管理者」という。）は、指定工事事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

2 事業管理者は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定工事事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

3 事業管理者は、当該指定工事事業者から顛末報告書の提出を求めるとともに、違反行為調査報告書を作成する。

(違反行為に対する措置等)

第4 事業管理者は、違反行為の内容を検討し、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意及び警告を行うことができる。

2 この告示に定める違反行為に対する処分等の基準は、別表のとおりとする。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第5 法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(その他必要事項)

第6 この告示に定めるもののほか、必要な事項は事業管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月22日水道告示第11号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月14日上下水道告示第19号）

この告示は、令和元年10月 1 日から施行する。ただし、別表中成年被後見人等に係る改正規定は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）附則第1条の施行の日から施行する。

別表（第4関係）

(令元上下水道告示19・一部改正)

矢巾町指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準

違反項目	違反内容	処分内容	根拠条文 (水道法)	関係法令条文	
				水道法	水道法施行規則
指定要件 違反	1 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消	第25条の11 第1項第1号	第25条の3 第1項第1号	第21条
	2 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消	1号	第25条の3 第1項第2号	第20条
	3 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として法第25条の3第1項第3号イに規定する厚生労働省令で定めるものとなったとき。	指定取消		第25条の3 第1項第3号イ	
	4 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき。	指定取消		第25条の3 第1項第3号イ	
	5 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消		第25条の3 第1項第3号ロ	
	6 指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消		第25条の3 第1項第3号ハ	
	7 業務に関し不正、又は不誠実な行為をしたとき。 ① 無断通水、メーターの不正使用をしたとき、又は面間調整用スペーサー設置状態のとき。 ② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。 ③ 施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。 ④ 施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定取消又は指定停止 6月以下 指定停止 6月以下 指定停止 3月以下 指定停止 6月以下		第25条の3 第1項第3号ニ	

	⑤ 研修機会の確保をしなかったとき。 ⑥ 文書注意に従わないとき。 ⑦ 文書警告に従わないとき。 ⑧ その他の違反行為（事業管理者の承認を受けずに工事を施行した。承認された給水管及び給水用具以外を使用した。工事完了後事業管理者の検査を受けなかった場合等。）。	文書注意 文書警告 指定停止 3月以下 指定停止 6月以下			
給水装置 工事主任 技術者選 任等義務 違反	1 給水装置工事主任技術者の選任、又は解任の届出をしないとき。 2 給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定取消 指定停止 3月以下	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項又は第2項	第21条 第1項又は第2項 第21条 第3項
届出義務 違反	1 事業所の名称及び所在地等の変更届を届出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。 2 休止届、廃止届、再開届を提出しないとき、又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消 指定取消	第25条の11 第1項第3号	第25条の7	第34条 第35条
事業の運 営基準違 反	1 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき（給水装置工事主任技術者の名義貸し行為）。 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることができないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させない、又はその者に該当工事に従事する他の者を監督させないとき。 3 事業管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合	指定停止 1月以下 指定停止 1月以下	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	第36条 第1号 第36条 第2号 第36条 第3号

	しない工事を施行したとき。 ① 発覚後、事業管理者の指示により是正したとき。 ② 事業管理者の是正指導に従わないとき。	指定停止 6月以下			
	4 水道法施行令第6条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止 6月以下			第36条 第5号イ
	5 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき（鋼管切断用器具を使用せず、管内外面に損傷を与えたまま施行し、いたずらに赤水及び漏水等を発生させたとき等）。	指定停止 3月以下			第36条 第5号ロ
	6 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止 3月以下			第36条 第6号
工 事 施 行 に 関 す る 義 務 違 反	1 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止 3月以下	第25条の11 第1項第5号	第25条の9	
	2 給水装置工事に関する報告若しくは資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止 3月以下	第25条の11 第1項第6号	第25条の10	
	3 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与える恐れが大きいとき。	指定停止 6月以下	第25条の11 第1項第7号		
不正申請	不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消	第25条の11 第1項第8号	第16条の2 第1項	

特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置に関する取扱いについて（矢巾町）

平成 24 年 3 月 26 日施行

1. 目 的

消防法施行令及び消防法施行規則の一部改正（平成 19 年 6 月 13 日公布、平成 21 年 4 月 1 日施行）に伴い、延べ面積 275 m²以上 1,000 m²未満の消防法施行令別表第 1（6）項ロに定められたグループホームなどの対象施設（以下、「小規模社会福祉施設」という。）に対してスプリンクラー設備の設置が義務付けられ、小規模社会福祉施設について特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することが認められている。この特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第 3 条第 9 項に規定する給水装置に直結する範囲（以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。）については、水道法の適用を受けることから、その取扱いを定めるものとする。

※水道法第 3 条第 9 項

この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施工した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

※特定施設水道連結型スプリンクラー設備（別紙 1）

小規模社会福祉施設に設置されるスプリンクラーのうち、当該スプリンクラーに使用する配管が水道の用に供する水管に連結されたもの。構成する配管系統は水源（消防法施行令第 12 条第 2 項第 4 号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管）からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則第 12 条の 2 第 2 号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

2. 調 査

申込者は、設計前に本基準に定める事項及び、当該給水装置場所における配水管の口径及び水圧の状況を調査すること。

当該設備を設置しようとするときは、消防設備士の指導の下に行うものとし、盛岡南消防署矢巾分署等と十分な打合せを行うこと。

3. 事前協議

申込者は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置又は改造しようとするときは、盛岡南消防署矢巾分署及び矢巾町上下水道課と事前協議を行うものとする。これに係る給水装置工事に関する一切を矢巾町指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事事業者」という。）に委任することができる。

特に、直結給水の場合は必要な水量、水圧を安定的かつ継続して供給できる場合に限られることから、その申請ごとに現状及び将来の配水状況を考慮する必要があるため、計画段階の早い時期に事前協議を行うこと。

- ・ 給水方式（直結式、受水槽式など）
- ・ 位置図
- ・ 配管図（平面図及び立面図）
- ・ 水理計算書

※「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について」（平成 21 年 3 月 31 日付け消防予第 131 号）により、①特定施設水道連結型スプリンクラー設備は水道法の給水装置に該当することがあることから、水道事業者の確認をおこなう必要があること（給水装置の適合確認）、②水道事業者は水道利用者への照会に備えて消防設備としての水圧、水量の設計方法について情報提供を受ける必要があること（設備の情報提供）、以上の 2 点から特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置に関しては事前協議を受けるものとする。

4. 給水装置工事申請

事前協議を経て、給水装置工事の申請を行うものとする。

申込者は、通常の給水装置工事の申請書類に加え、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置に関する承諾書を添付すること。

※ 承諾書の提出にあたっては、申込者に条件を確実に了知させ記入してもらうこと。

5. 設計条件

（1）設置対象物

消防法施行令別表第 1（6）項ロに該当する小規模社会福祉施設で延べ面積が 275 m²以上 1,000 m²未満のもの。

（2）設置条件

（ア）当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。

（イ）水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算を行うこと。

（ウ）指定工事業者は設置にあたり、当該設置場所付近の最小動水圧、配管状況を調査し、当該器具必要水圧を確保できることを確認すること。

（3）設計水量

（ア）スプリンクラーヘッド各栓の放水量は 15 L/分（火災予防上支障があると認められる場合にあっては 30 L/分）以上の放水量で設計すること。また、スプリンクラーヘッド最大 4 個が同時に開放する場合を想定し設計がなされることがあるが、その際は合計の放水量は 60 L（120 L）/分以上で設計すること。

（イ）設計に当たっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定が可能であること。

（4）設計水圧

水理計算を行う場合の設計水圧（配水管の分岐位置における水圧）は、0.15MPa とすること。

（５）構造及び材質基準

消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。

6. 配管施工

- （１）湿式方式による配管は、水及び空気が停滞しないよう、配管末端にトイレのロータンク、浴槽の水栓など飲用に供せずかつ日常的に使用する水栓等を設置すること。なお、上記の設計が不可能な場合は、放水確認用の給水栓等を設置すること。
- （２）凍結防止のための水抜きが行われる施設については、水抜き時にも正常に作動するような乾式方式による配管とすることが望ましい。
- （３）逆流防止のため、飲用系統給水管からのスプリンクラー設備配管分岐部に逆止弁を設置すること。
- （４）結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置を講じること。
- （５）指定給水装置工事事業者は、当該機器を設置しようとするときは、製造メーカー及び消防設備士の指導の下、実施すること。

7. その他

- （１）水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすい場所に表示すること。
- （２）水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態を留意し、異常があった場合には、矢巾町上下水道課又は設置工事をした者に速やかに連絡すること。
- （３）５．設計条件の（２）及び（３）の事項が満たされない場合は、配水管の分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要となるので、盛岡南消防署矢巾分署等に協議すること。



令和3年度 矢巾町給水装置工事の手引き

令和3年7月15日

発行・印刷

〒028-3692

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
矢巾町上下水道課

URL <https://suidou.town.yahaba.iwate.jp/>

TEL : 019-611-2568 FAX : 019-697-3121